

■ 倉敷市第二次文化振興基本計画



令和3年5月

倉敷市

倉敷市民憲章

私たちは、日本のふるさと瀬戸内海と母なる高梁川にはぐくまれ、

古い伝統と洋々たる未来にかがやく倉敷市民の誇りをこめて

- 1 自然を生かし、緑と花のあるきれいな環境をつくります。
- 1 人間をたいせつにし、青少年には夢、老人には安らぎのあるあたたかい社会をつくります。
- 1 秩序を守り、平和で安全なまちをつくります。
- 1 働くことによるこびをもち、明るく健康な家庭をつくります。
- 1 教養を高め、世界と通じ、個性ある文化をつくります。

はじめに

倉敷市は豊かな自然環境に恵まれ、歴史ある町並み、優れた伝統や文化・芸術を有しています。また、倉敷、児島、玉島、水島、庄、茶屋町、船穂、真備の各地域において、生活の中に個性的で魅力的な文化が息づいています。

文化は生活の中で生まれ、育まれていくものです。文化には、人々に元気を与え、地域社会を活性化させ、魅力あるまちづくりを推進する力があります。



本市では、平成22年3月に、文化振興施策を総合的に展開するための指針として「倉敷市文化振興基本計画」を定め、豊かな文化資源を生かした取組を進めてまいりました。

計画策定から10年が経過し、人口減少や、地域コミュニティの衰退、さらにグローバル化の進展、情報技術の急速な発展など、社会情勢が大きく変化してきている中、新たな視点として、SDGsの推進や文化の持つ力を生かした地方創生への取組など、将来を見据えた施策が求められています。また、平成30年7月豪雨による大災害や新型コロナウイルス感染症の拡大などで、文化活動が制約された経験から、これまで以上に“心の豊かさ”が求められ、改めて文化の持つ力や役割の重要性が意識されています。

こうした中、令和3年度に本市の最上位計画であり、まちづくりの指針となる第七次総合計画が策定されることになり、その分野別計画である文化振興基本計画においても、総合計画と整合を図り、見直しをすることとしました。

本計画では、前計画の基本理念である「倉敷。生活に文化が薫るまち」を受け継ぎ、これまで紡がれてきた様々な伝統や文化・芸術などを次世代に向けて保存・継承していくとともに、日本遺産構成文化財（歴史的景観・民芸など）などの本市ならではの文化資源を活用し、国内外へ積極的に発信し、本市の文化振興施策を進めていくこととしております。そして、市民の皆様や関係団体と連携し、倉敷ならではの個性と魅力をさらに磨きあげ、産業や観光など地域の活性化につなぎ、活力ある、持続可能なまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり多くの貴重な御意見や御提案をいただいた「倉敷市文化振興審議会」委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントに御協力いただきました多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

令和3年5月

倉敷市長 伊 東 香 織

目次

第1章 策定の趣旨

- 1 策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2章 倉敷市文化振興基本計画(第一次)の構成

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 基本的視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 現状と課題

- 1 これまでの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 市民モニターアンケート結果の比較・・・・・・・・・・ 19
- 3 本市の文化施策における課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第4章 倉敷市第二次文化振興基本計画の方向性

- 1 本市の文化振興の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 目指す方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3 体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第5章 施策展開

- 1 新たな取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 2 具体的内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

第6章 計画の推進体制及び検証

- 1 市の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- 2 文化振興を支える視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- 3 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 4 計画の推進にあたっての指標(再掲)・・・・・・・・・・ 56

資料編

- 1 倉敷市文化振興審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- 2 倉敷市文化振興審議会条例(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
- 3 令和2年度市民モニターアンケート「文化芸術活動について」 61

第1章

策定の趣旨

1 策定の目的

文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、豊かな人間性を涵養し創造力を育むものです。

また、文化は他者に共感する心を通じて、人と人を結びつけ、相互に理解し、尊重しあう土壌を提供するものであり、人間が協働し共生する社会の基盤となるものです。

現在、全国で、少子高齢化が進展し、地域社会（コミュニティ）の機能が低下してきており、文化芸術活動による地域社会への働きかけが社会の活性化につながることを期待されています。

このように、文化の持つ力（人々を引き付ける魅力や社会に与える影響力）の重要性が増しており、福祉や教育分野などにおいても、文化芸術を活用した施策展開の必要性が高まっています。

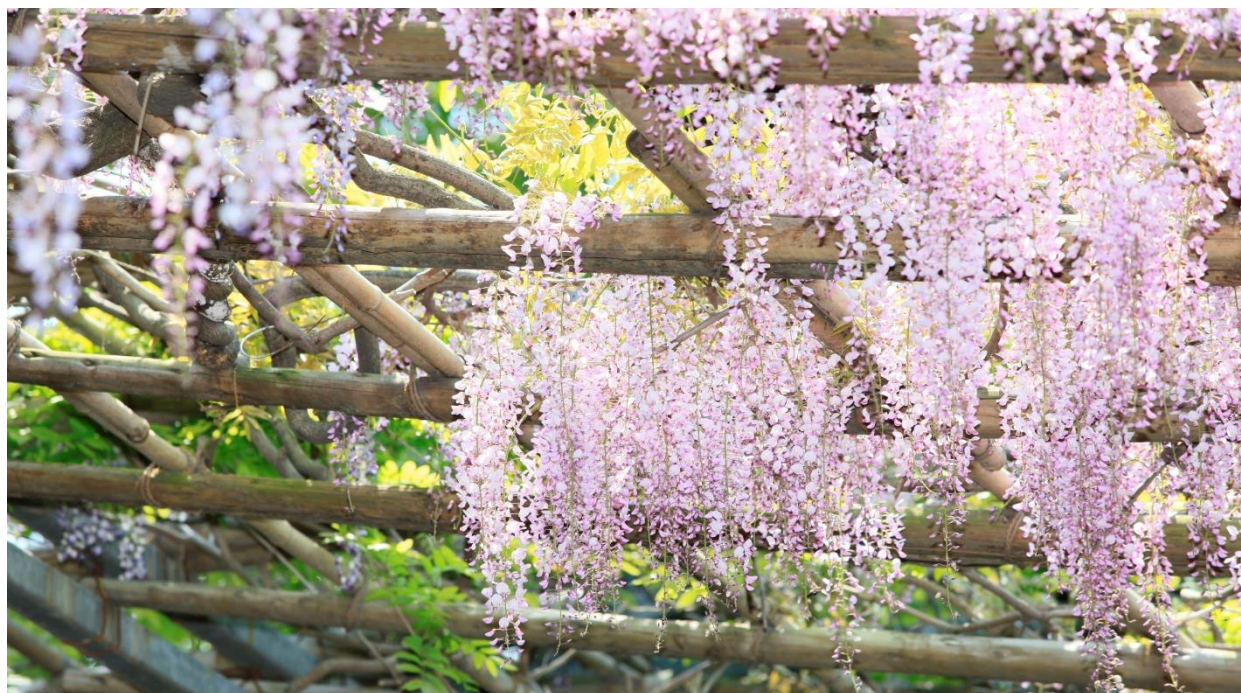
本市は、これまで、度重なる合併により、様々な特色を持つ都市として発展してきました。これにより、天領で物資集積の地・倉敷地域、製塩業と繊維のまち・児島地域、備中の国随一の商業港・玉島地域、日本有数の工業地帯である水島コンビナートを有するまち・水島地域、古代吉備の王権に関する古墳群や「楯築遺跡」のまち・庄地域、花菱生産地として名を馳せたまち・茶屋町地域、「一の口水門」に代表される高瀬舟の往来の要所・船穂地域、奈良時代の才人である吉備真備公ゆかりのまち・真備地域、というように、それぞれの地域が固有の歴史と文化をもち、それぞれの特色を生かしたまちづくりが行われています。

なかでも、白壁の屋敷、町の建築様式に息づく江戸の風情、倉敷川沿いの柳並木が象徴的な風景となっている倉敷美観地区は、生活に伝統が薫る歴史ある町並みと、日本で最初の西洋美術中心の私立美術館である大原美術館などの洋風建築が渾然一体となって調和し、全国的にも知られている優れた歴史的景観を形成し、「白壁のまち」、「文化のまち」として、本市の魅力ともなっています。

平成22年3月には個性と魅力あふれるまちづくりを目指して、「倉敷。生活に文化が薫るまち」を基本理念とする「倉敷市文化振興基本計画（第一次）」を策定し、本市の文化施策の指針とし、事業を進めてまいりました。

平成29年4月28日には、「一輪の綿花から始まる倉敷物語～和と洋が織りなす繊維のまち～」のストーリーが「日本遺産」に認定されました。また、平成30年度には「北前船寄港地」及び「古代吉備の遺産」をテーマとした2つのストーリーが本市の新たな日本遺産として認定され、全国で初めて3つの日本遺産を有するまちになり、倉敷市全域に日本遺産ストーリーが存在することとなりました。この絶好の機会を生かし、国内外への発信を強化し、観光施策との連携により来訪者の増加につなげ、産業振興など地方創生につながる取組を進めていく必要があります。

以上の観点に加え、「倉敷市文化振興基本計画（第一次）」の基本理念を引き継ぎ、後述する社会情勢の変化や本市の最上位計画である総合計画の策定を踏まえ、文化施策を積極的に進めるための指針として「倉敷市第二次文化振興基本計画」を策定するものです。



2 策定の背景

(1) 社会情勢の変化

少子高齢化の進行とともに、人口減少による、文化芸術の担い手不足や、地域に伝わる伝統文化等を継承してきた地域コミュニティの衰退が懸念されています。

グローバル化の進展に伴い、国境を越えた交流が進む中で、多様性の尊重や相互理解を促進することの重要性が一層高まっています。

また、インターネット等の情報通信技術の急速な発展と普及により、文化芸術情報へのアクセスが容易になり、多様な文化芸術活動の展開が可能になっています。

(2) 国の動向

ア 文化芸術基本法の成立

少子高齢化、グローバル化の進展、情報技術の急速な進展など、社会の状況が大きく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流など関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術施策の展開がより一層求められています。そこで、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など関連分野における施策との連携を図りながら、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用するため、文化芸術振興基本法が改正され、平成29年6月「文化芸術基本法」が成立しました。

イ 文化芸術推進基本計画の策定

平成30年3月、文化芸術基本法第7条に基づいて、文化芸術推進基本計画が策定されました。文化芸術推進基本計画（第1期：2018年度～2022年度）では、文化芸術の本質的価値と社会的・経済的価値を明確にし、今後の文化芸術施策の目指すべき姿や、基本的な方向性を示しています。計画の推進により、文化芸術により生み出される多様な価値を、文化芸術の更なる継承・発展・創造に「活用・好循環させる」ことが重要であるとしています。

〈今後の文化芸術政策の目指すべき姿〉

《目標1》文化芸術の創造・発展・継承と教育

《目標2》創造的で活力ある社会

《目標3》心豊かで多様性のある社会

《目標4》地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

(3) 県の動向

岡山県では、平成18年3月に県民の主体的な文化活動を尊重し、多様な主体との協働により、心豊かに生きることができる地域社会の実現を目指した「岡山県文化振興基本条例」を制定しました。岡山県文化振興基本条例第7条に定める「文化の振興に関する基本的な計画」として、長期的な視点に立った今後の岡山県文化行政の施策の方向性を示す「おかやま文化振興ビジョン」を策定しました。「おかやま文化振興ビジョン（2018～2027）」では、県民一人ひとりが岡山の文化に愛着心と誇りを持ち、県民の協働によって岡山の文化を継承・創造・発信しながら発展させていき、その豊かで特色ある岡山の文化が人々の心の豊かさや活力を一層向上させるという好循環が、県民の自由な発想と活発な文化活動によって生み出され、岡山の文化の質がさらに高まっていくことを目指しています。

〈おかやま文化振興ビジョン（2018～2027）〉

《基本目標》『人が文化をつくり、文化が人をつくる岡山』

《基本方針1》文化を伝承・創造し心豊かに生活できる岡山

《基本方針2》文化が地域の元気を生み出す岡山

《基本方針3》文化発信しながら交流を広げる岡山

(4) 市の動向

倉敷市総合計画は、本市の目指す将来像とその実現に向けた施策を表したもので、まちづくりの指針となるものであり、昭和45年以来、これまでに六次にわたり総合計画を策定し、施策を進めてきました。令和3年度を初年度とする「倉敷市第七次総合計画」は、人口減少に対応するための地方創生の取組やSDGsの推進、平成30年7月豪雨による未曾有の大災害からの一日も早い復興のための取組、新型コロナウイルスなどの新たな脅威からも市民生活を守り、活力ある未来へとつなげていくための取組を踏まえた、新たな倉敷市のまちづくりの指針となるものです。

〈倉敷市のめざす将来像〉

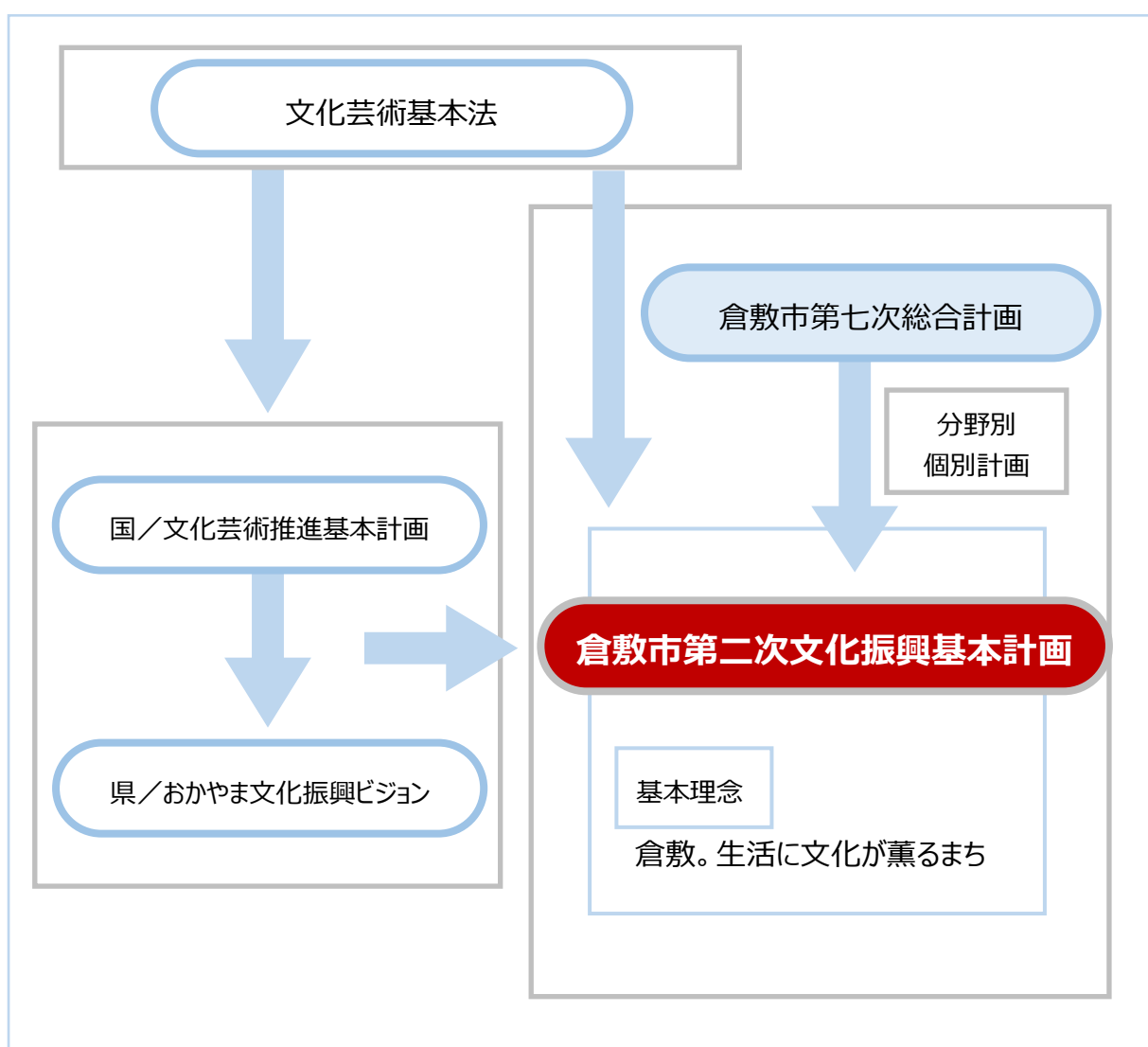
豊かな自然と 紡がれた歴史・文化を 次代へ繋ぎ

人と人との絆と慈しみの心で 地域を結ぶまち倉敷

3 計画の位置づけ

本計画は、国と県の方針を踏まえた、倉敷市第七次総合計画の分野別計画であり、本市の文化施策の指針となるもので、「倉敷市文化振興基本計画（第一次）」を継承するものです。令和3年度を初年度とする倉敷市第七次総合計画と整合性を図るとともに、行政各分野の個別計画とも十分な連携を図ります。

※「倉敷市文化振興基本計画（第一次）」の計画期間は、上位計画となる総合計画の策定に合わせて1年延長しました。



4 対象範囲

(1) 文化芸術の範囲

本計画で取り上げる「文化芸術の範囲」は、芸術、生活文化、伝統芸能など、「文化芸術基本法」に例示されているものを基本としながら、倉敷川畔を中心とする美観地区や下津井や玉島の町並み保存地区等の歴史的景観、人々の暮らしに根付いている民芸、地域の伝統、技術、原材料と結びつき地域を支えてきた地場産業、地方都市としては珍しい11校もの大学が立地していることを生かした大学連携など、本市の特色ある資源も計画に含めます。

(参考) 「文化芸術基本法」における文化芸術の範囲 (第8条～14条)

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽、出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

(2) 文化施設等

本計画における文化施設とは、音楽のコンサートや演劇、舞踊等の公演を行うホールを備え、大規模な集客が可能な施設とします。本市においては、倉敷市文化施設条例に規定されている倉敷市芸文館、倉敷市民会館などの5施設です。

これに対して、本計画における文化活動施設とは、上記文化施設を含め市民交流センター、公民館、美術館など、文化芸術活動を行う施設全般をいうものとします。

(3) 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10か年とします。

第2章

倉敷市文化振興基本計画(第一次)の構成

1 基本理念

「倉敷市文化振興基本計画（第一次）」は、基本理念を次のとおりとし、文化施策を進めてまいりました。

倉敷。生活に文化が薫るまち

文化は、生活の中で生まれ、育まれていくものです。

生活に文化が薫るまちは、歴史と伝統に支えられたまちであり、創造的で活力のあるまちです。

本市は、度重なる合併により成り立ったまちであり、それぞれの地域において、生活の中に個性的で魅力的な文化が息づいています。この多様な文化を磨き上げ、後世に伝えるとともに、広く世界へ発信するまちを目指します。

「倉敷。生活に文化が薫るまち」を基本理念とし、魅力あふれる活力あるまちづくりに積極的に取り組みます。

2 基本的視点

基本理念を実現するに当たっての基本的視点は次のとおりです。

『継承・育成』

先人たちに培われた文化を継承し、
くらしき文化に誇りと自信がもてる人材を育成します。

『創造・活動』

市民の文化にかかわる創造・活動で、まちを元気にします。

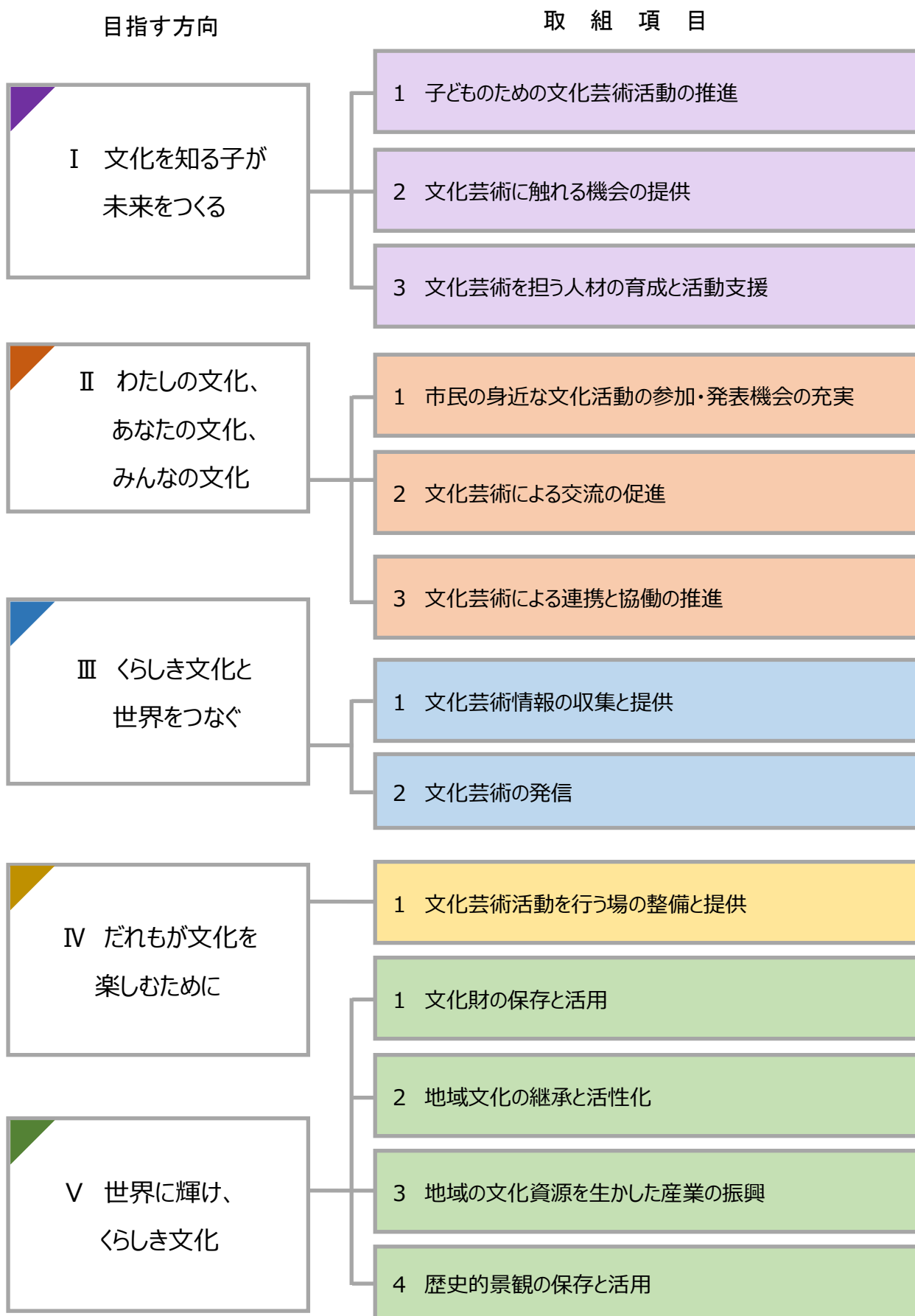
『参加・交流・発信』

一人ひとりが文化芸術活動に参加し、互いに交流することで、
個性と魅力がきらめく「くらしき文化」を発信します。

『感動・共感』

多様な「くらしき文化」に触れることにより、人々に感動と共感をもたらします。

3 体系図



第3章

現状と課題

1 これまでの取組

平成22年度を初年度とする「倉敷市文化振興基本計画（第一次）」では、5つの目指す方向を掲げ、それぞれに取組項目を定め施策を展開しました。これまでの取組の実績と課題等を整理しました。

目指す方向Ⅰ 文化を知る子が未来をつくる

人は文化に触れ、創造性豊かな未来をつくります。子どもたちから一流の文化芸術に触れたり、郷土のすぐれた文化芸術・伝統芸能に出会える機会を創出するなど、日々の生活のなかで文化芸術に触れ学び体感する喜びと感動や共感を与える機会を充実することが重要です。

また、文化芸術活動において次世代を担う人材の育成と活動の支援を行います。

取組項目	実績・評価
1 子どものための文化芸術活動の推進	・音楽、演劇、茶道など様々な分野の鑑賞機会を提供することができた。また、ニーズの高い親子で一緒に参加できる鑑賞会の開催により、鑑賞機会の充実を図ることができた。
2 文化芸術に触れる機会の提供	・「倉敷っ子美術展」の開催や、「倉敷っ子美術展」会期中のコレクション展での「おはなし鑑賞会」の実施、芸術家を派遣したワークショップの開催など、学校と連携し、文化芸術活動機会を提供することができた。
3 文化芸術を担う人材の育成と活動支援	・本市にゆかりのある新鋭作家、物故作家の美術展の開催や、地元大学卒業制作展の会場を提供することで、広く市民に倉敷ゆかりの芸術家を紹介することができた。

課題

- ・学校教育での鑑賞会や、体験型のワークショップは市民のニーズが高いが、伝統芸能発表会など、分野によっては参加者の確保に苦慮しているものがある。少子化が進む中で、いかに鑑賞者・参加者を確保するかが課題である。
- ・人材の育成と支援面では、指導者の人材育成も課題となっている。

目指す方向Ⅱ わたしの文化、あなたの文化、みんなの文化

文化は、みんなのものです。市民一人ひとりが主体的に文化芸術活動に参加し、楽しみ、文化を通じて人々が集い交流できるまちづくりを目指します。また、市民や文化活動団体などと密接に連携しながら、文化芸術における国内外との交流などを進め、市民の文化芸術活動の一層の推進を図ります。

取組項目	実績・評価
1 市民の身近な文化活動の参加・発表機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な年代が楽しめる公民館講座の開催や、市民茶会などの身近に参加できる活動機会、市民ギャラリー等の展示場所の提供、文化芸術活動への助成など、多方面において文化に親しむ機会を提供することができた。 ・市内の陶芸家と華道家が抽選でペアを組み、共同で一つの作品を制作するくらしき「この器この花」展など、多分野団体が交流する機会を提供することができた。 ・「倉敷フォトミュラル」「アルスクらしき親子劇場」「子ども人形劇」などの大学と連携した事業の実施、市民団体主催の「倉敷ジャズストリート」への支援など、各種団体との連携により事業を実施することができた。
2 文化芸術による交流の促進	
3 文化芸術による連携と協働の推進	
課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・連携団体、事業内容の固定化が見受けられるため、新たな連携や、事業内容の刷新が必要とされる。 	



目指す方向Ⅲ くらしき文化と世界をつなぐ

「くらしき文化」と世界をつなぎ、倉敷の魅力を高めます。市民の文化芸術活動が活発に行われるためには、情報の収集と発信のための仕組みづくりを行い、市民が必要とする情報を効果的に提供することが必要です。また、倉敷で育った文化人、芸術家との連携、応援体制を確立することも必要です。さらに、高度な創造活動を支援するとともに、本市の個性的で多様な「くらしき文化」を国内外へと発信していきます。

取組項目	実績・評価
1 文化芸術情報の収集と提供	<ul style="list-style-type: none"> ・故大山康晴十五世名人ゆかりの地として「大山名人杯倉敷藤花戦」、「大山名人杯争奪全国小学生倉敷王将戦」の実施や、約4万人を動員する倉敷音楽祭の開催など、広く発信することができた。 ・郷土ゆかりの作家のコレクション展・特別展により、郷土作家の情報を全国に発信することができた。 ・「郷土作家遺作展」では、会場の様子を配信する等、新たな情報発信に取り組んだ。 ・広報紙への掲載、催し物案内の配布、ホームページの充実によりイベントや助成情報の周知を図った。
2 文化芸術の発信	

課題

- ・対象を明確にした効果的な情報発信を検討する必要がある。
- ・文化芸術団体同士が交流し、情報交換できる場所（機会）の確保ができていないのが現状である。
- ・市内の芸術家の十分な把握ができていないため、情報を収集し蓄積する仕組み作りから必要である。

目指す方向Ⅳ だれもが文化を楽しむために

だれもが文化を楽しむことができる場が必要です。市民の文化活動が行われるためには、活動する環境を整備する必要があります。市民だれもが身近に文化芸術に触れ、文化活動を行うことができ、優れた文化芸術の創造、交流、発信が活発に行われる場を整えていきます。

取組項目	実績・評価
1 文化芸術活動を行う場の整備と提供	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化、施設機能修繕等を行い、誰もが利用しやすい施設を整備するとともに、E S C O事業の導入など、環境にも配慮した整備をすることができた。 ・日本遺産の情報発信拠点の設置や、倉敷物語館での文化事業の開催など、文化芸術活動のできる施設を増やし、複合的な利用をすすめることができた。

課題

- ・練習室の稼働率が高く、市民文化芸術団体の練習場の確保を検討する必要がある。
- ・施設の老朽化が進んでおり、それぞれの施設の位置づけに応じた施設計画が求められている。



目指す方向Ⅴ 世界に輝け、くらしき文化

世代を超えて受け継がれてきた多様な「くらしき文化」を磨き上げ、世界に輝かせます。新たな文化の創造と同時に、地域固有の伝統文化や特色ある町並みを守り、生かしていくことが大切です。本市の歴史と伝統に根ざした文化芸術は、本市の財産であり、これらを生かした取組を行います。

取組項目	実績・評価
1 文化財の保存と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保存と活用について、「倉敷市歴史文化基本構想」、「倉敷市歴史文化保存活用計画」を策定し、歴史文化を生かしたまちづくりに取り組むことができた。 ・地域の祭りの開催や、郷土芸能保存団体への支援を通じて、伝統文化の継承と観光客の誘致を推進することができた。 ・全国の学生を対象とした「オープンファクトリー」（生産現場の視察・職人と学生とのコミュニケーションの場を設けた）の実施により、繊維産業のPRと次世代の担い手確保につながる取組をすることができた。 ・市内の美術館やギャラリー等の文化施設等と連携し「アートでふらっと倉敷」を実施し、アートの魅力の発掘・発信を行った。
2 地域文化の継承と活性化	
3 地域の文化資源を生かした産業の振興	
4 歴史的景観の保存と活用	

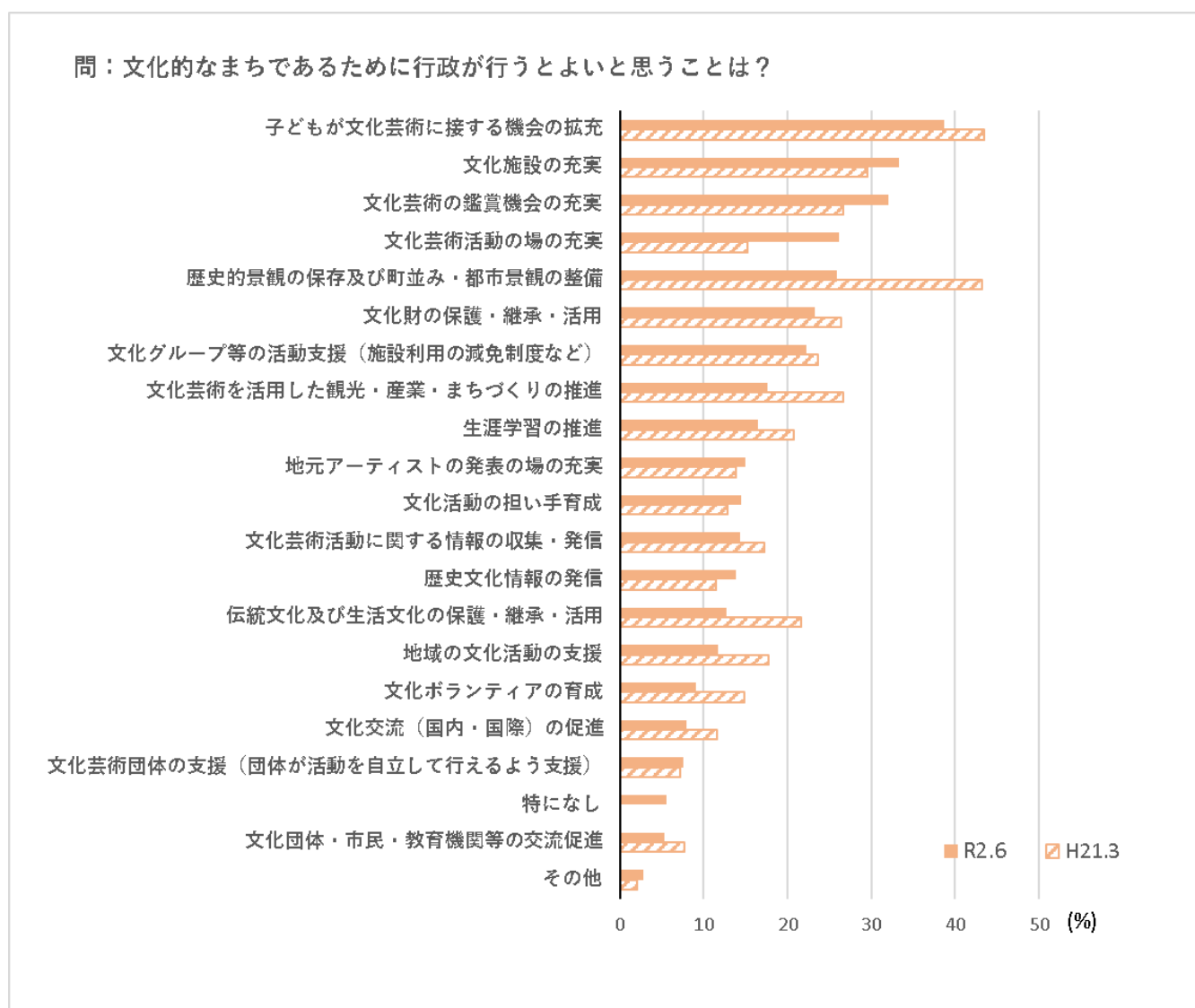
課題

- ・持続可能な社会の実現に向けて、引き続き文化、観光、産業が連携した取組が必要である。
- ・日本遺産を生かした地域の活性化に取り組むことが求められている。

2 市民モニターアンケート結果の比較

計画を策定するにあたり、市民の文化芸術に関する意識や現状と課題を把握するため、令和2年6月に市民モニターアンケートを行いました。そのうち、10年間の市民意識の変化を調査するため、平成21年3月の市民アンケートで設定した「倉敷市が文化的なまちであるために行政が行うとよいと思うこと」という設問を実施しました。

次のグラフで示していますが、いずれのアンケートでも、「子どもが文化芸術に接する機会の拡充」が最も求められています。「文化施設の充実」や「文化芸術の鑑賞機会の充実」「歴史的景観の保存及び町並み・都市景観の整備」は変わらず高い水準となっています。また、10年前と比べて「文化芸術活動の場の充実」が求められていることがわかります。



3 本市の文化施策における課題

文化芸術を取り巻く現状や検証結果を踏まえた、本市の文化施策における課題は以下のとおりです。

(1) 市民の文化芸術活動の振興

ア 子どもや若者たちの文化芸術活動を推進する取組

学校や地域で、子どもや若者たちが身近に伝統文化や現代の文化芸術に触れることは、豊かな心や感性、創造性やコミュニケーション能力を育み、グローバル社会で活躍する人材や、地域文化の担い手の育成につながります。また、前項に挙げた市民モニターアンケートでも、「子どもが文化芸術に接する機会の拡充」が文化施策として重点を置くべきものとして認識されており、将来の「くらしき文化」を支える次世代を育成する取組を推進することが求められています。

イ 文化芸術活動の活性化を図る取組

文化芸術は、人生を豊かにするものであり、他者に共感する心を通じて、人と人を結びつけ、相互に理解し尊重しあう土壌を醸成し、人間が協働し共生する社会の基盤をつくるものです。これまでの継続的な取組により、様々な文化芸術に親しむ機会を提供してきましたが、障がいの有無、年齢や性別、国籍などに関わらず、すべての人にとって文化芸術が身近なものになり、自主的に活発な文化芸術活動を行うことができる環境を醸成する取組を進めていくことが必要です。

(2) 文化の持つ力を生かした活力あるまちづくり

ア 歴史文化を保存・継承・活用する取組

地域で生まれ、受け継がれてきた歴史文化は、保存技術や材料の確保、伝承者の育成等も含めて、長い歴史を通じて今に受け継がれてきたものであり、倉敷らしさを形作るものです。また、地域の文化資源として共有され、鑑賞や体験されるようになることで、市民の地域への愛着と誇りが広く醸成されていきます。長い時間をかけて人々に選ばれてきた文化財が織りなす豊かな環境とその周辺環境も含めて守り、育むとともに、地域づくりに生かす取組を推進することが必要です。

イ 他分野と連携した取組

文化芸術は経済活動に多大な影響を与えるとともに、新たな需要や高い付加価値を生み出し、産業の発展にも寄与するものです。例えば「日本遺産」のように、地域の歴史的魅力や特色（有形・無形のさまざまな文化財群）を積極的に活用していくことで、地域の活性化につながります。文化芸術が地方創生の核として、その役割を果たせるよう、広く観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等関連分野が連携した取組を推進することが必要です。

（3）交流による新しい文化の創造とくらしき文化の発信

ア 大学、高梁川流域連盟等、多様な文化芸術活動主体との連携と交流を推進する取組

文化芸術の役割が大きく広がる中で、その力を効果的に発揮するためには、各活動主体間のパートナーシップが大切です。また、相互の連携や地域間交流は、新たな文化の創造にもつながります。多様な文化芸術活動主体が交流するための支援に取り組むことが必要です。

イ 効果的な情報発信のための取組

本市の魅力を国内外に積極的に発信し、まちの魅力を高めるためにも、多様な情報媒体を効果的に活用することや、様々な主体が発信できる仕組み作りが必要です。



第4章

倉敷市第二次文化振興基本計画の方向性

1 本市の文化振興の方向性

文化とは、まちの歴史、人々の生活、創造的な文化芸術活動の中で育まれていくものであり、産業などすべての分野を包括するものです。また、文化は、活力ある社会の形成に重要な意義を持ち、まちの魅力向上や発展に不可欠なものです。

平成22年度を初年度とする「倉敷市文化振興基本計画（第一次）」は、本市の文化施策の指針として、第2章に記載のとおり、「倉敷。生活に文化が薫るまち」を基本理念として策定し、事業を推進してきました。「倉敷市文化振興基本計画（第一次）」で定めた基本理念、基本的視点は、魅力あふれる活力あるまちづくりの目指す方向性として不変的であり、「倉敷市第二次文化振興基本計画」の策定においても、引き続き掲げることとします。

また、産業振興や地域の活性化など、関連分野との連携を視野に入れた施策展開を行ってきた「倉敷市文化振興基本計画（第一次）」は、観光や産業などの関連分野を法律の範囲に取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用する「文化芸術基本法」の考え方と、方向性が一致しています。そこで、これまでの取組を継続しながら、新規事業にも取り組み、さらに計画を推進していきます。

2 目指す方向

「倉敷市第二次文化振興基本計画」では、前章であげた課題の解決に向けて、目指す方向を3つに統合し、事業を推進します。



倉敷市第二次文化振興基本計画

<p style="text-align: center;">目指す方向Ⅰ 子どもも大人も文化と暮らすまち</p>
<p>子どもから大人まで、市民誰もが、年齢、性別、障がいの有無、経済的な状況又は居住する地域等に関わらず等しく、多様な文化と親しみ、参加し、生活の中で文化が育まれるまち。</p> <p>文化とともに歩むまちを目指します。</p>
<p style="text-align: center;">目指す方向Ⅱ 文化が息づく活力豊かなまち</p>
<p>歴史ある町並みや文化財等、これまで息づいてきた伝統や文化芸術を守り伝えながら、観光、産業、福祉、教育など幅広い分野において相互に結び付き交わることで、それぞれの魅力と付加価値が高まり、各地域が活性化し、暮らしと経済の好循環が生み出されるまち。</p> <p>文化とともに成長するまちを目指します。</p>
<p style="text-align: center;">目指す方向Ⅲ 文化を発信し世界とつながるまち</p>
<p>産・学・官・民がパートナーシップを持ちつつ、多彩な分野で活動する国内外の人々が交流・協働し、その交わりから新しい文化が生まれ続けるまち。</p> <p>文化とつながり開かれたまちを目指します。</p>

また、人口減少という大きな課題に対応するため、SDGsの理念を取り入れた、将来を見据えた指針が必要とされています。

2015年国連サミットにおいて採択されたSDGs(*)の中で、文化は、「すべての文化・文明は持続可能な開発に貢献するばかりでなく、重要な成功への鍵であると認識する。」とされています。文化振興を目的とする本計画では、すべてのゴールを目指すことを前提とした上で、それぞれの目指す方向に主なゴールを設定します。

【参考】(*) SDGs (持続可能な開発目標)

SDGs (エス・ディー・ジーズ) とは、Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。世界にある課題をみんなで解決し、将来にわたって続くより良い世界を目指すため、平成27(2015)年の国連サミットで採択された令和12(2030)年を年限とする国際目標です。

地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、「貧困をなくそう」など17の目標(ゴー

ル) と、「令和12(2030)年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にあるすべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる」など169の達成基準(ターゲット)から構成されています。日本でも、国を挙げて積極的にSDGsの取組を進めており、本市においてはSDGsの達成に向けた優れた取組を行う都市として、国から令和2(2020)年7月に「SDGs未来都市」に選定されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 体系図



第5章

施策展開

1 新たな取組

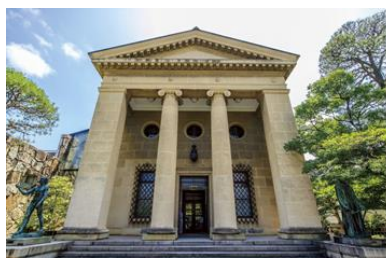
少子高齢化、グローバル化の進展、情報技術の急速な進展など、社会の状況が大きく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流など関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化施策の展開、SDGsの推進や文化の持つ力を生かした地方創生への取組など、将来を見据えた施策がより一層求められています。

そこで、「倉敷市第二次文化振興基本計画」では、新たにSDGsの理念を取り入れ、また、本市全域に存在する日本遺産ストーリーの構成文化財をはじめとする地域の特色ある資源を活用し観光振興や産業振興など地方創生につながる取組を進めていく「日本遺産推進室」、大学と連携し地域社会への貢献を図る「企画経営室」、町並みを守るための町家・古民家の再生や、まちづくり活動の支援を行う「まちづくり推進課」などの、前計画では参画していなかった他分野の部署とも連携し施策に取り組むことで、文化芸術が人や地域にもたらす効果を共有し、まちに展開していくこととします。

そして、新たに目指す方向ごとに成果指標と目標値を設定します。指標は、計画を評価・検証し、フォローアップを行う際のよりどころとし、毎年指標調査を行うことで計画の進捗状況を適切に把握し、今後の施策の改善に反映させることとします。

2 具体的内容

3つの目指す方向に向けての、具体的な今後の取組内容については以下のとおりです。今後の取組ごとに「具体的な項目」をあげ、その「内容」「所管課」を記載しています。



目指す方向Ⅰ 子どもも大人も文化と暮らすまち

指 標	現状値 (R元)	5年後 (R7) 目標値	10年後 (R12) 目標値
子どもと一緒に地域の伝統行事に参加したことがある人の割合	65.3%	73.0%	80.0%
生活の中で文化的活動(鑑賞や実践)を行っている人の割合	30.5%	40.0%	50.0%
文化施設利用者数(人/年度)	450,793人	645,000人	690,000人

取組項目1 子どものための文化芸術活動の推進

文化芸術は、子どもの豊かな心や感性、創造性やコミュニケーション能力を育むために、大変重要なものです。

このため、子どもたちの積極的な文化芸術活動への参加を促す機会の創出や、優れた文化芸術に触れる機会の提供に努めるとともに、学校教育における様々な場面で、文化芸術の推進を図る取組を行います。

具体的な項目

- ①子どもの文化芸術活動への参加促進
- ②子どもの文化芸術活動に触れる機会の提供
- ③学校教育における文化芸術活動の推進
- ④子どもの創造的な文化芸術能力の育成支援

*倉敷アマチュアトップコンサート

県内トップクラスの演奏レベルを持つ学校・団体などが集う吹奏楽と合唱の祭典。

*いきいきパスポート

倉敷市内在住の小・中学生に発行するもの。これを提示することにより、土・日・祝日と7・8月の平日にパスポート掲載施設を無料で利用することができる

具体的な項目	内 容	所 管 課
①子どもの文化芸術活動への参加促進	伝統芸能におけるジュニアの発表機会の充実を図ります。	文化振興課 文化振興財団
	子ども向けの大会や教室など、将棋・囲碁における子どもの参加機会を提供します。	文化振興財団
	ジュニア世代の文化芸術団体による演奏会、舞踊などの活動を支援します。	文化振興課 文化振興財団
	学校現場との連携を保ちながら、市内の児童生徒の図画や工作等を展示する展覧会を開催します。	美術館
	子どもたちに、日本の伝統文化の体験の機会を提供します。	文化振興課 文化振興財団
	「倉敷アマチュアトップコンサート(*)」など、大会で賞を取った地元の団体の発表の場を提供します。	文化振興財団
②子どもの文化芸術活動に触れる機会の提供	親子で楽しめるクラシック音楽や演劇などの鑑賞会等を開催します。	文化振興財団
	幼稚園の巡回公演などの文化芸術活動を実施します。	文化振興財団
	小中学生無料招待、いきいきパスポート(*)、学生料金の設定など、子どもが文化芸術に触れることに対して経済的負担の軽減を図ります。	文化振興課 文化振興財団 生涯学習課
	地域の歴史・文化・先人について、学ぶ環境を提供します。	文化振興課 日本遺産推進室 生涯学習課
③学校教育における文化芸術活動の推進	小中学校へ芸術家や伝統産業職人を派遣し、体験指導などを盛り込んだワークショップなどの充実を図ります。	文化振興財団 商工課 指導課
	学校施設や市内の文化施設を活用した音楽、演劇などの鑑賞や発表、美術館での美術鑑賞機会の充実を図ります。	指導課 生涯学習課 美術館
④子どもの創造的な文化芸術能力の育成支援	子どもを対象とした創造的な文化芸術能力を育成するワークショップを開催します。	文化振興財団 美術館

目指す方向Ⅰ 子どもも大人も文化と暮らすまち

取組項目2 文化芸術を担う人材の育成と活動支援

若手芸術家の活躍は、若者に夢と希望をもたらし、活力ある社会につながるものです。

このため、文化芸術活動を行う民間の諸法人・団体と協働して、文化芸術を担う人材を発掘し、支援するとともに、優れた功績のあった人を讃えることで、将来の「くらしき文化」を支える次世代の担い手の育成に取り組んでいきます。

具体的な項目

- ①文化芸術を担う人材の育成・支援
- ②文化芸術を担う人材の表彰・表彰制度への推薦

*文化振興基金

市内の芸術家や文化芸術団体が行う、芸術文化の振興・普及を図るための活動に対する援助を行うため、設置した基金。

*倉敷音楽アカデミー

国内トップクラスの音楽家による、ピアノ、ヴァイオリン、チェンバロの上級者向け個人指導。

*倉敷市芸術文化栄誉章、倉敷市芸術文化奨励章

倉敷市内の出身で、芸術文化部門における、国際コンクール・全国コンクール等において、優勝もしくはそれに準じた成績を収めたもの等に対して表彰するもの。

(倉敷市芸術文化奨励章は高校生以下が対象)

*倉敷市将棋文化栄誉章、倉敷市将棋文化奨励章

倉敷市内の出身又は在住もしくは在勤で、将棋の全国大会等において、優勝もしくはそれに準じた成績を収めたもの等に対して表彰するもの。

(倉敷市将棋文化奨励章は高校生以下が対象)

具体的な項目	内 容	所 管 課
①文化芸術を担う人材の育成・支援	文化振興基金(*)の活用による若手芸術家の研修助成や、団体の技術向上や郷土文化の研究などに指導者を招聘する活動への助成を行います。	文化振興課
	「倉敷新鋭作家選抜美術展」など、郷土の新進作家による美術展覧会を開催します。	文化振興課 美術館
	地元大学の卒業制作展の発表の場を提供します。	美術館
	一流の音楽家から指導を受けることのできる「倉敷音楽アカデミー(*)」を実施します。	文化振興財団
②文化芸術を担う人材の表彰・表彰制度への推薦	倉敷市芸術文化栄誉章、倉敷市芸術文化奨励章(*)として、芸術文化部門における優れた功績に対して表彰します。	文化振興課
	倉敷市将棋文化栄誉章、倉敷市将棋文化奨励章(*)として、将棋部門における優れた功績に対して表彰します。	文化振興課
	国、県、各種団体、機関が行う表彰制度への推薦を行います。	文化振興課 文化振興財団



目指す方向Ⅰ 子どもも大人も文化と暮らすまち

取組項目3 文化芸術に触れる機会の提供

優れた文化芸術に触れることで、感動と共感を覚え、精神的な安らぎと生きる喜びをもたらしてくれます。市民文化の活性化は、心豊かな生活の向上につながるものです。

このため、音楽、演劇、舞踊、美術など、様々な分野において、デジタル技術なども活用して、一流の文化芸術に触れる機会を提供します。

具体的な項目

- ①音楽事業の鑑賞機会の提供
- ②舞台芸術事業の鑑賞機会の提供
- ③美術事業の鑑賞機会の提供
- ④文化芸術鑑賞への助成

*まちかど彫刻

「倉敷まちかどの彫刻展」で受賞した作品のうち、46点が市内の街角に設置されている。(令和2年度現在)

三市合併新市発足20周年を記念し創設された、彫刻を公共の場に展示・設置する野外彫刻専門の一般公募展。1987年(昭和62年)から3年に一度開催され、第6回(平成14年)で終了した。



具体的な項目	内 容	所 管 課
①音楽事業の鑑賞機会の提供	クラシック音楽など各種音楽のコンサートを実施します。	文化振興財団
②舞台芸術事業の鑑賞機会の提供	演劇、舞踊などの公演を実施します。	文化振興財団
③美術事業の鑑賞機会の提供	郷土の作家や団体による美術展など各種美術展や、まちかど彫刻(*)の整備を実施します。	文化振興課 文化振興財団 美術館
④文化芸術鑑賞への助成	市内文化芸術団体が主催する鑑賞などの周年記念事業に対して助成を行うことで、市民が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の充実を図ります。	文化振興課



目指す方向Ⅰ 子どもも大人も文化と暮らすまち

取組項目4 市民の身近な文化芸術活動の参加・発表機会の充実

市民が身近に文化芸術活動に参加できることや、創造性の高い文化芸術の発表は、市民に元気をもたらす源であり、まちの活性化にもつながります。

このため、文化芸術活動に対して多くの市民が参加・発表する環境づくりを進めます。

具体的な項目

- ①生涯学習としての文化芸術活動支援
- ②市民が身近に参加できる文化芸術活動の提供
- ③文化芸術を発表する機会の提供
- ④文化芸術活動の助成
- ⑤誰もが参加できる環境づくり

*倉敷市民文学賞

三市合併新市発足30周年事業として創設された制度。広く市民から文芸作品を募集し、優秀者を表彰するもの。募集部門は小説、随筆、童話、現代詩、短歌、俳句、川柳の7部門。入賞・入選作品は、「文芸くらしき」及び別冊「くらしきどうわ」に掲載される。



具体的な項目	内 容	所 管 課
①生涯学習としての文化芸術活動支援	文化芸術に関する各種講座、教室の開催など、様々な年代の方が文化芸術活動を楽しめるよう、講座や教室を開催します。	日本遺産推進室 市民学習センター
②市民が身近に参加できる文化芸術活動の提供	くらしき市民茶会、新春かるた会、ピアノを弾く会など市民が気軽に参加できる文化芸術活動を提供します。	文化振興課 文化振興財団
	市民の自主的な企画・参加による学区文化祭への助成を行います。	文化振興課
③文化芸術を 発表する機会の 提供	地域の特色ある文化芸術活動に対する支援を行います。	文化振興課
	倉敷市書道展、市民民謡まつり、倉敷邦楽日舞名流選、倉敷市吟剣詩舞道祭など、各種市民文化芸術活動を実施し、発表の機会を提供します。	文化振興課 文化振興財団
	市民公募・参加で作るオリジナル舞台事業を実施します。	文化振興課
	市民を対象とした文学作品の公募事業である「倉敷市民文学賞(*)」を実施します。	文化振興財団
	市民ギャラリーを運営し、多くの美術愛好者に発表の場を提供します。	美術館
④文化芸術活動の助成	周年記念事業や展覧会への助成など、市内の芸術家や文化芸術団体が行う文化芸術活動の助成を行います。	文化振興課
⑤誰もが参加できる環境づくり	文化芸術活動において、子育て中の方や障がい者(児)、高齢者の方が参加しやすい環境づくりや、サービスの充実を図ります。	文化振興課 文化振興財団 障がい福祉課

目指す方向Ⅰ 子どもも大人も文化と暮らすまち

取組項目5 文化芸術情報の収集と提供

文化芸術活動が活発に行われるためには、文化芸術に関する活動、人材、施設など多様な情報が必要です。

このため、文化芸術に関する情報を蓄積し、紙やホームページ、SNS等を組み合わせ、それぞれの特性を生かしたきめ細かい情報を、市民にわかりやすく、タイムリーに発信できる環境を整備します。

具体的な項目	<ul style="list-style-type: none"> ①文化芸術情報の提供 ②文化芸術団体に関する情報の発信 ③文化芸術団体の交流の場の提供 ④倉敷市出身芸術家等の把握と連携
--------	---

取組項目6 文化芸術活動を行う場の整備と提供

文化芸術活動を行う施設は、鑑賞、発表、創作、練習など、市民の文化芸術活動を支える場であり、コミュニティ活動の場となるものです。

このため、本市の文化活動施設の機能、設備を充実させ、安全・安心で、誰もが利用しやすい施設運営に努めます。

また、文化施設のネットワーク化を進め、施設の効果的活用を進めます。

具体的な項目	<ul style="list-style-type: none"> ①施設の整備 ②利用しやすい施設の運営 ③文化施設のネットワークの構築・活用
--------	--

取組項目5 文化芸術情報の収集と提供

具体的な項目	内 容	所 管 課
①文化芸術情報の提供	ホームページやSNSの充実などにより、文化芸術情報を提供します。	文化振興課 文化振興財団
②文化芸術団体に関する情報の発信	市内の文化芸術団体の活動内容、イベントなどの情報をホームページで提供します。	文化振興課
③文化芸術団体等の交流の場の提供	文化芸術団体等が交流し、情報発信や情報交換できる場を提供します。	文化振興課
④倉敷市出身芸術家等の把握と連携	倉敷市出身の文化人・芸術家、団体等を把握し、連携・応援体制を確立します。	文化振興課 文化振興財団 美術館

取組項目6 文化芸術活動を行う場の整備と提供

具体的な項目	内 容	所 管 課
①施設の整備	安全・安心に利用できる災害に強く、環境にも優しい施設づくりに努めます。また、個々の施設の特性を踏まえ、施設のあり方を検討します。	文化振興課 文化振興財団 市民活動推進課 市民学習センター
	美術館施設や機能の充実に努めます。	美術館
	市内文化芸術団体の練習場の確保に努めます。	文化振興課
②利用しやすい施設の運営	文化活動施設の利用者のニーズの把握に努め、誰もが気持ちよく、安全・安心に利用できる施設運営を図ります。	文化振興課 文化振興財団 市民活動推進課 市民学習センター
③文化施設のネットワークの構築・活用	市内や地域の文化施設間のネットワークを構築し、施設利用の利便性の確保や、魅力ある事業の展開など施設の効果的活用の推進を図ります。	文化振興課 文化振興財団

目指す方向Ⅱ 文化が息づく活力豊かなまち

指 標	現状値 (R 元)	5 年後 (R7) 目標値	10 年後 (R12) 目標値
市内主要観光地の観光客数 (千人/年度)	5,208 千人	5,800 千人	6,400 千人
日本遺産の構成文化財 訪問者数 (人/年度)	424,651 人	467,500 人	514,500 人
後世に伝えたい歴史文化や伝統が継承されていると思っている人の割合	57.8%	62.0%	67.0%

取組項目 1 文化財の保存と活用

先人たちから引き継がれてきた数々の文化財は、地域の歴史や文化を正しく理解するうえで欠くことのできないものであり、また、将来の文化向上の基礎となるものです。

このため、文化財保護思想の普及と啓発を図り、数ある有形・無形の文化財を後世に引き継ぎます。また、埋蔵文化財の調査や研究に努めます。

具体的な項目	①有形・無形文化財の保存と活用
	②埋蔵文化財の保護・保存と活用

取組項目 2 地域文化の継承と活性化

私たちは地域の独自の素晴らしい文化の中で暮らしています。

世代を超えて受け継がれてきたこの「くらしき文化」を絶やすことなく後世へ伝え広げるとともに、新たな文化の創造へつなげていくことが重要です。

このため、郷土の偉人を顕彰するとともに、地域に根ざした文化芸術活動を支援し、地域性豊かな市民文化の振興に努めます。

具体的な項目	①地域に根ざした文化芸術活動の継承と活用
	②郷土出身の偉人の顕彰
	③美術作品の収集及び公開と継承

取組項目1 文化財の保存と活用

具体的な項目	内 容	所 管 課
①有形・無形 文化財の保 存と活用	指定文化財の保存と活用を推進するとともに、未指定の文化財についても継続的に調査を実施し、文化財の現状把握に努めます。また、文化財に関する情報を、デジタル技術等を用いて、広く活用を図ります。	日本遺産推進室 文化財保護課
②埋蔵文化財 の保護・保存 と活用	地域や学校と連携し、埋蔵文化財の保護思想の普及や学習活動の支援を図ります。	文化財保護課 (埋蔵文化財 センター)

取組項目2 地域文化の継承と活性化

具体的な項目	内 容	所 管 課
①地域に根ざ した文化芸 術活動の継 承と活用	民芸や郷土芸能など地域に根ざした文化芸術活動を把握し、その継承と活用を推進します。	文化振興課 文化振興財団 観光課
②郷土出身の 偉人の顕彰	郷土出身の偉人の業績を学び、後世に引き継ぐ顕彰活動を実施します。	文化振興課
	郷土出身の偉人の残した歴史的資料の解説と研究を進め、後世に引き継ぎます。	文化振興課
③美術作品の 収集及び公 開と継承	すぐれた美術作品を収集し、コレクション展などを通して広く市民に公開しながら、文化的財産を次代に伝えていきます。	美術館

目指す方向Ⅱ 文化が息づく活力豊かなまち

取組項目3 地域の文化資源を生かした産業の継承と振興

本市においては、江戸期以来の干拓地からの収入を背景に、祭りや郷土料理、民芸品などの豊かな文化が育まれました。また、時代とともに育まれた繊維産業は、優れた技術から時代に合わせて多彩な製品が生み出され、発展を続けてきました。

創造性豊かな地域の特色ある資源の活用は、地域の魅力的な産業振興や観光振興などにつながります。

このため、地域固有の文化資源を掘り起こすとともに、伝統に基づくものづくり技術や豊かな感性を継承し、活用することなどにより、観光振興、産業振興につなげていきます。

具体的な項目

- ①観光の振興
- ②産業の継承・振興
- ③食文化の継承・振興
- ④美観地区を活用した文化芸術活動の推進
- ⑤日本遺産を活用した地域活性化と観光振興

取組項目4 歴史的景観の保存と活用

美観地区(*)に代表される歴史ある町並みは本市の誇れる財産です。

このため、市内にある歴史ある町並みを適切に保存し、後世に引き継ぐことにより、倉敷らしさを感じられる景観づくりに努めます。

具体的な項目

- ①歴史的な町並みの保存と活用

*美観地区

「重要伝統的建造物群保存地区」として、国から選定を受けている「倉敷市倉敷川畔伝統的建造物群保存地区」（第一種美観地区）と、倉敷市が条例で定めている「伝統美観保存地区」（第二種美観地区）からなる。白壁土蔵造りを中心とする江戸期の商屋群と、明治以降の西洋建築が調和した美しい町並みが残っている。

取組項目3 地域の文化資源を生かした産業の継承と振興

具体的な項目	内 容	所 管 課
①観光の振興	倉敷観光WEBによる情報発信や、名所、旧跡など歩いて観光するためのまち歩きマップの作成など、地域文化の魅力を伝えることにより観光振興を図ります。	文化振興課 観光課
	文化施設や観光地において、ユニバーサルデザインの推進等により、誰もが文化芸術に親しみやすい環境づくりを推進します。	文化振興課 観光課
②産業の継承・振興	伝統技術（民芸・建築など）を継承するための人材育成や、繊維産業をはじめとする地場産業の支援やPR活動などにより、産業の振興と地域文化の活性化を図ります。	文化振興課 観光課 商工課
③食文化の継承・振興	桃、マスカット、レンコン、たけのこ、タコなどの農林水産物やそれらの食材を使った多彩な郷土料理など、ふるさとの食文化の継承・普及に努め、特色ある食文化の振興を図ります。	文化振興課 観光課 農林水産課
④美観地区を活用した文化芸術活動の推進	美観地区を文化芸術ゾーンと捉え、美術館やギャラリー等の文化施設等を活用し、様々な文化芸術活動を推進します。	文化振興課 文化振興財団 観光課
⑤日本遺産を活用した地域活性化と観光振興	市と関係団体で組織する倉敷市日本遺産協議会を中心に、日本遺産の構成文化財をテーマとした魅力発信に取り組み、郷土への愛着と誇りを醸成するとともに、観光客数を拡大して地域活性化に繋がります。	日本遺産推進室

取組項目4 歴史的景観の保存と活用

具体的な項目	内 容	所 管 課
①歴史的な町並みの保存と活用	倉敷川畔を中心とする美観地区をはじめ、下津井や玉島の町並み保存地区等、市内に残る歴史的景観の保存と活用を図り、かけがえのない町並みを後世に引き継ぎます。	都市景観室 まちづくり推進課 文化財保護課

目指す方向Ⅲ 文化を発信し世界とつながるまち

指 標	現状値(R元)	5年後(R7) 目標値	10年後(R12) 目標値
市の主な文化事業の入場者数及び参加者数	38,351人	95,000人	102,000人
シティセールス・観光・日本遺産関連ウェブサイトへの年間訪問回数(年間セッション数)と、シティセールス・観光関連フェイスブックの投稿が届いた年間人数(年間リーチ数)の合計	4,340,259	4,578,000	5,180,000

取組項目1 文化芸術による交流の促進

文化芸術における国際間、地域間、また、様々な文化芸術団体相互間の交流は、相互の活動の刺激となり一層のレベルアップや新たな文化の創造につながり、まちの魅力を高めるものです。

このため、様々な交流の機会の提供を進めます。

具体的な項目

- ①文化芸術を通じた国際交流の推進
- ②文化芸術を通じた地域間交流の推進
- ③文化芸術団体相互の交流の推進
- ④姉妹・友好都市との文化交流



具体的な項目	内 容	所 管 課
①文化芸術を通じた国際交流の推進	井上桂園賞児童・生徒書道展(*)をはじめとする、中国との書を通じた交流や絵画交流など、文化芸術を通じた国際交流を推進します。	文化振興課 文化振興財団 国際課
②文化芸術を通じた地域間交流の推進	高梁川流域の高校生が市町を超えて参加する高梁川流域高等学校音楽会「ジョイフルコンサート」や、流域高校生絵画展、高梁川流域の自然フォトコンテストなど、文化芸術を通じた地域間交流を推進します。	文化振興課 文化振興財団 生涯学習課
③文化芸術団体相互の交流の推進	同じ分野間や異なった分野間の文化芸術団体相互の交流を促進し、文化芸術活動のレベルアップや活動における連携を促進します。	文化振興課 文化振興財団
④姉妹・友好都市との文化交流	姉妹・友好都市(*)間の文化の紹介や文化体験により、市民参加の国際交流を推進します。	国際課

*姉妹・友好都市

姉妹都市として、サントペルテン市（オーストリア共和国）、カンザスシティ市（アメリカ合衆国）、クライストチャーチ市（ニュージーランド国）の3都市と提携。

また、友好都市として、鎮江市（中華人民共和国）と提携し、記念訪問団の派遣や学生親善使節の受入事業などを行っている。

*井上桂園賞児童・生徒書道展

国定教科書の執筆を担うなど書道教育の頂点に立たれた倉敷市真備町出身の井上桂園氏（1903～1997）の業績に学び、豊かな人間形成と書道教育の振興を図ることを目的として、平成12年度より真備町の行事としてはじまった書道展。

最優秀賞である「井上桂園大賞」作品は、平成14年から旧真備町の友好交流事業として、中国西安市長安区に送付している。

目指す方向Ⅲ 文化を発信し世界とつながるまち

取組項目2 文化芸術による連携と協働の推進

文化芸術活動の振興のためには、行政活動を補完する文化振興財団、文化芸術団体、大学など、様々な団体等との連携が必要です。

このため、文化芸術活動の一層の推進を図るため、それぞれの主体的な活動を尊重しながら、連携を強化し、協働による取組を進めます。

具体的な項目

- ①文化振興財団との連携
- ②市内文化芸術団体との連携
- ③高校・大学や民間の諸法人との連携
- ④市民等との協働
- ⑤市民の文化芸術活動に対する後援、共催

【倉敷市文化振興財団の役割】

倉敷市文化振興財団は、「市民一人ひとりが文化を享受し、文化の心を育み、文化を作り出すことができる環境づくりを行うことにより、豊かな伝統文化の継承発展と本市にふさわしい新たな市民文化の振興を図り、もって真に豊かさの実感できる地域社会の実現と世界にはばたく文化都市・倉敷の進展に寄与する。」という目的で設置されたものであり、本市の文化芸術施策の実施機関として中心的役割を担っています。

財団は、これまで文化芸術の分野で培ってきた知識と経験を生かし、行政活動を補完する組織として、文化芸術における人材育成や、市民・文化芸術団体の活動の支援など、市民のニーズに的確に対応した各種事業を実施することとします。

* 倉敷市文化連盟

倉敷市における文化振興を推進し、市民の文化生活の向上に寄与することを目的に、昭和42年に発足した。会の趣旨に賛同する市内の各種団体、単独加入の個人で組織し、各種文化的行事、集会の実施、後援、各種文化団体の育成などを行っている。

(主催事業)

市民民謡まつり、倉敷市書道展、くらしき市民茶会、倉敷市吟剣詩舞道祭
倉敷新鋭作家選抜美術展、倉敷邦楽日舞名流選、新春かるた会 など

具体的な項目	内 容	所 管 課
① 文化振興財団との連携	文化振興財団と連携して、各種文化芸術活動を実施します。	文化振興課 文化振興財団
② 市内文化芸術団体との連携	倉敷市文化連盟(*)加入団体などの市内文化芸術団体と連携・協働して、各種文化芸術活動を実施します。	文化振興課 文化振興財団
③ 高校・大学や民間の諸法人との連携	「倉敷フォトミュラル(*)」「ウェルカムコンサート(*)」など近隣の大学、学生との連携による文化芸術イベントの開催や「くらしき市民講座」など、大学との連携による講座を開催します。	文化振興課 企画経営室 文化振興財団 市民学習センター 美術館
	文化芸術活動を行う高校、民間の諸法人と連携・協働して、各種文化芸術活動を実施します。	文化振興課 文化振興財団 日本遺産推進室
④ 市民等との協働	市民や、経済団体、まちづくり団体など各種団体と行政が、それぞれの役割と責任を分担し、協働による各種文化芸術活動の推進に努めます。	文化振興課 文化振興財団 日本遺産推進室 市民活動推進課 市民学習センター
⑤ 市民の文化芸術活動に対する後援、共催	後援、共催により文化芸術活動を支援します。	文化振興課 文化振興財団

*倉敷フォトミュラル

テーマに沿って全国から募集した写真を選出し、展示展開する写真公募企画展。

選出された写真は巨大な布に特殊印刷し、倉敷商店街一帯に展示される。

*ウェルカムコンサート

倉敷っ子美術展や美術館特別展などの行事のオープニングで実施しているコンサート。

目指す方向Ⅲ 文化を発信し世界とつながるまち

取組項目3 文化芸術の発信

質の高い文化芸術の国内外への発信は、都市の魅力を高めるものです。

このため、個性的で多様な「くらしき文化」を、様々なメディアやSNSなどを活用して、国内外へ向けて積極的に発信します。

具体的な項目

- ①国内外へのくらしき文化の発信
- ②デジタル技術を活用したくらしき文化の発信

* 大山名人杯倉敷藤花戦

倉敷市出身の大山康晴十五世名人の功績をたたえ、平成5年に創設された日本将棋連盟公式女流タイトル戦。

* 大山名人杯争奪全国小学生倉敷王将戦

日本全国の都道府県代表選手を選抜し、高学年・低学年の部に分けて、「小学生倉敷王将」を競う大会。

* くらしき吉備真備杯こども棋聖戦

日本全国の都道府県代表選手を選抜し、高学年・低学年の部に分けて、「こども棋聖」を競う大会。

* 倉敷音楽祭

三市合併新市発足20周年記念事業として、昭和62年以来実施している音楽祭。第23回（平成20年度）より地域間文化交流をテーマに実施している。

* くらしき地域資源

市内各地域に息づいている地域特有の特産品、老舗、魅どころなどの総称。



具体的な項目	内 容	所 管 課
①国内外への くらしき文 化の発信	故大山康晴十五世名人ゆかりの地として、将棋における「大山名人杯倉敷藤花戦(*)」、「大山名人杯争奪全国小学生倉敷王将戦(*)」を実施します。	文化振興課 文化振興財団
	中国から囲碁を持ち帰ったと伝えられる吉備真備公ゆかりの地として、囲碁における「くらしき吉備真備杯こども棋聖戦(*)」を実施します。	文化振興課 文化振興財団
	多様な文化芸術を紹介する「倉敷音楽祭(*)」を実施し、倉敷を音楽文化の交流拠点として広く発信します。	文化振興課 文化振興財団
	郷土ゆかりの作家の業績について専門的に調査研究し、展覧会を開催することにより、郷土作家の情報を全国に発信します。	美術館
	「日本遺産のまち倉敷」の魅力について、全国的なPRイベントへの出展や、地域に根差した広報機会の創出を通じて広く発信します。	文化振興課 日本遺産推進室 観光課
	デニム製品や民芸品などのくらしき地域資源(*)について、メディア等を活用して市内外へ発信するほか、海外市場向けのプロモーションを実施することにより、倉敷の歴史と文化を世界へ向けて発信します。	商工課
②デジタル技術を活用したくらしき文化の発信	SNSなどを利用し、デジタル技術を使って、わかりやすく効果的に倉敷の歴史、文化、観光などの情報発信を行います。	文化振興課 日本遺産推進室 観光課

第6章

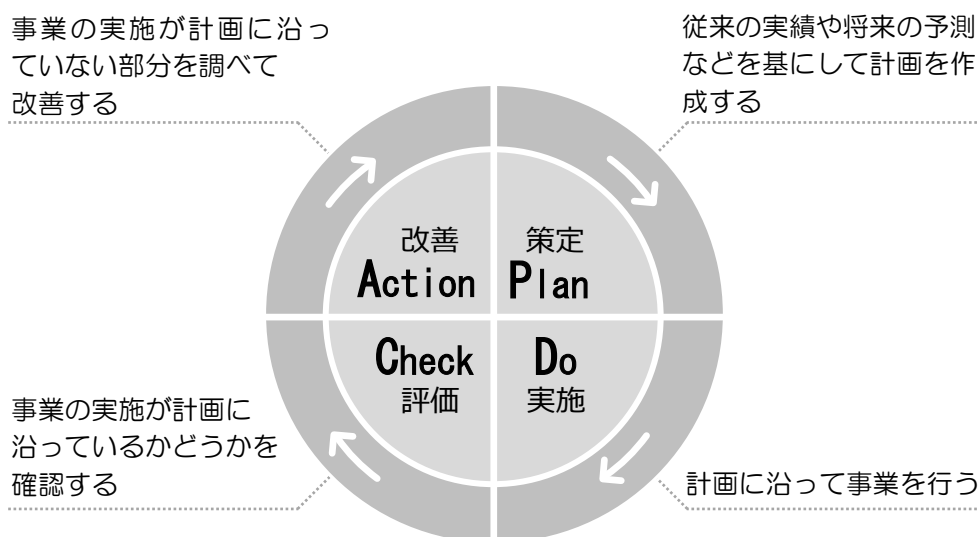
計画の推進体制及び検証

1 市の役割

市は、国、県、関連団体等との連携を行いながら、市全体の視点による施策を展開し市民の主体的な文化芸術活動が活発に行われるような環境づくりを推進するとともに、文化芸術活動の成果がより良い社会づくりに生かされるよう努めます。

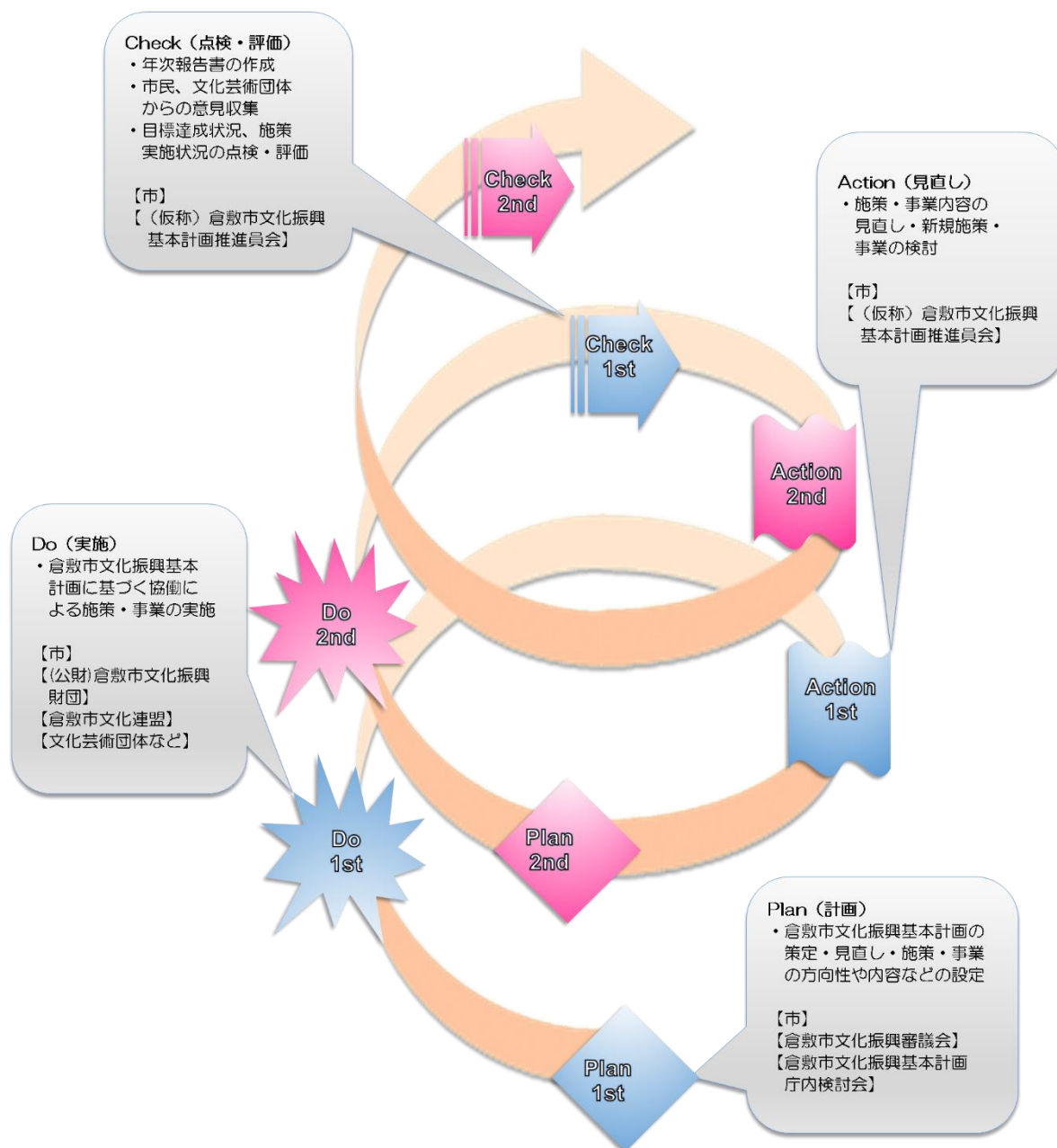
2 文化振興を支える視点

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握・評価した上で（Check）、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。



3 推進体制

計画の実効性を高めるために、目標値を設定するとともに、「（仮称）倉敷市文化振興基本計画推進委員会」を評価機関と位置づけ、継続的な市民アンケート調査により、各事業の実施状況等を把握・評価しながら改善・見直しを行います。



4 計画の推進にあたっての指標（再掲）

本計画の進行管理や検証・評価を実施する際の日安として、本市の最上位計画である「倉敷市第七次総合計画」とも整合性を図りながら、目指す方向ごとに代表的な施策に関する成果指標を設定します。目標値は、過去の実績値の推移や、近年の動向をもとに算出します。

毎年行う指標調査の結果をもとに、各事業の実施状況等を把握・評価しながら事業の改善・見直しを行います。

指標	現状値 (R元)	5年後 (R7) 目標値	10年後 (R12) 目標値	指標設定の理由
子どもと一緒に地域の伝統行事に参加したことがある人の割合	65.3%	73.0%	80.0%	郷土への愛着意識を育てることで、担い手の育成につなげる
生活の中で文化的活動（鑑賞や実践）を行っている人の割合	30.5%	40.0%	50.0%	多様な価値を認めあえる豊かな社会を実現する
文化施設利用者数（人／年度）	450,793人	645,000人	690,000人	活動拠点として担う役割が大きく、施策推進の日安となる
市内主要観光地の観光客数（千人／年度）	5,208千人	5,800千人	6,400千人	魅力的なまちとして認識されている
日本遺産の構成文化財 訪問者数（人／年度）	424,651人	467,500人	514,500人	日本遺産を効果的にPRし、文化資源を観光へ生かしている
後世に伝えたい歴史文化や伝統が継承されていると思っている人の割合	57.8%	62.0%	67.0%	倉敷らしさを形作る歴史文化や伝統が大切に育まれている
市の主な文化事業の入場者数及び参加者数	38,351人	95,000人	102,000人	文化芸術によるまちの賑わいの創出が達成されている
シティセールス・観光・日本遺産関連ウェブサイトへの年間訪問回数（年間セッション数）と、シティセールス・観光関連フェイスブックの投稿が届いた年間人数（年間リーチ数）の合計	4,340,259	4,578,000	5,180,000	若い世代や外国人観光客の誘客を図るために有効な情報媒体を効果的に活用する

【資料編】

倉敷市文化振興審議会委員名簿

(五十音順)

氏名	分野	所属
イノウエ ケイジ 井上 計二	文化全般	(公財)倉敷市文化振興財団常務理事
オオガ マリコ 大賀 環子	建築	一級建築士事務所 トリムデザイン
オオハラ 大原 あかね	美術	公益財団法人大原美術館理事長
オサキ サトシ 尾崎 聡	日本遺産	岡山学院大学・岡山短期大学教授
タケウチ キョウコ 竹内 京子	音楽	くらしき作陽大学 作陽音楽短期大学 音楽学部長
ニシイ ヒロト 西井 弘人	文化全般	倉敷市文化連盟会長
ババ トモミツ 馬場 始三	メディア芸術	倉敷芸術科学大学教授

倉敷市文化振興審議会条例（抄）

平成 19 年 12 月 28 日

条例第 45 号

（目的及び設置）

第 1 条 本市における文化の振興を図るため、倉敷市文化振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、倉敷市文化振興基本計画に関する事項を調査し、及び審議する。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、市民、学識経験者等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第 4 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

（その他）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 この条例による最初の会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

「文化芸術活動について」(令和2年6月19日～6月29日実施)

資料3

送付数: 1,255件
 回答数: 607件
 回答率: 48.4%
 担当部署: 文化振興課(086-426-3075)

【アンケートの目的】

倉敷市では「倉敷市の個性と魅力を伸ばすこと」を目的に、文化振興の理念を明らかにし、総合的な文化施策を推進するため、平成22年3月に「倉敷市文化振興基本計画」を策定しました。このたび、計画の改定を行うに当たり、文化芸術活動に対する皆さまのご意見をお伺いし、計画内容に反映させるため、アンケートを実施いたしました。

【担当者のコメント】

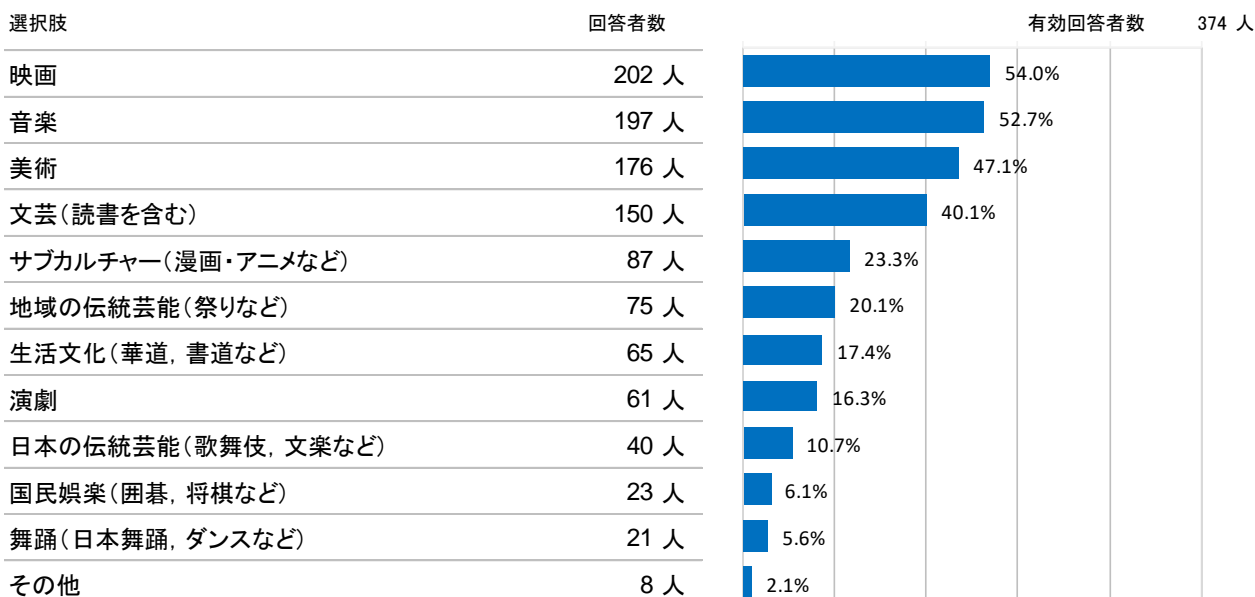
- 「倉敷市が文化面で評価できる点」として、「古い町並みや歴史的建造物が保存・継承されている」が、他の項目を大きく引き離して最も多く選ばれています(72.0%)。
- 「倉敷市が文化的なまちであるために必要なこと」として、「次世代を担う子どもが多くの文化に触れることができる」「歴史や古い町並みを大切に守っている」が上位を占めました。
- 皆さまからのご意見をもとに「倉敷市文化振興基本計画」改定に取り組み、倉敷市が「文化的なまち」として今後も魅力を持ち続けるために必要な施策を進めてまいります。ご協力ありがとうございました。

■ 文化芸術の鑑賞について(自宅・文化施設を問わず)

問1 過去1年間で文化芸術を鑑賞しましたか？



問1-2 問1で「鑑賞した」と回答された方に。鑑賞した分野は？(複数選択可)

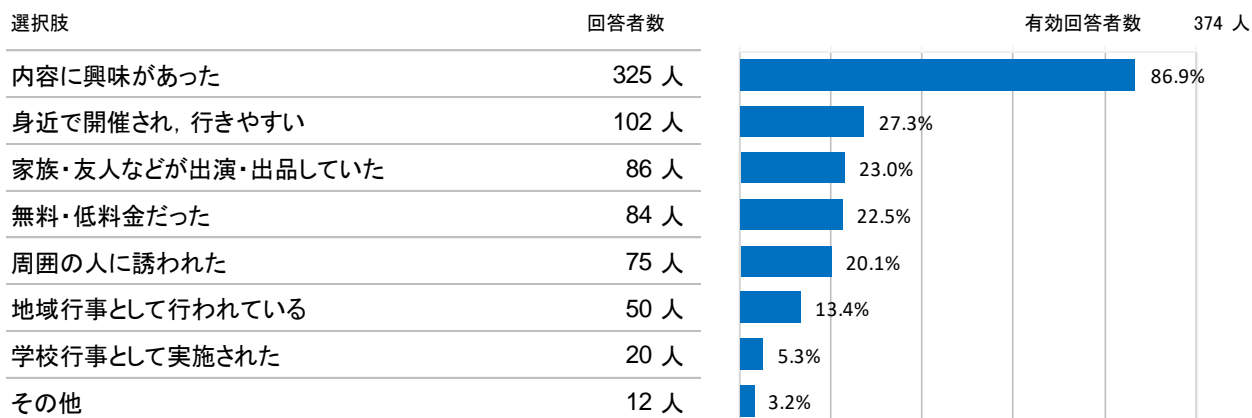


その他(抜粋)
 ・落語 など

※複数回答のため、割合総計が100%を超えています。

「文化芸術活動について」（令和2年6月19日～6月29日実施）

問1-3 問1で「鑑賞した」と回答された方に。鑑賞した理由
は？（複数選択可）

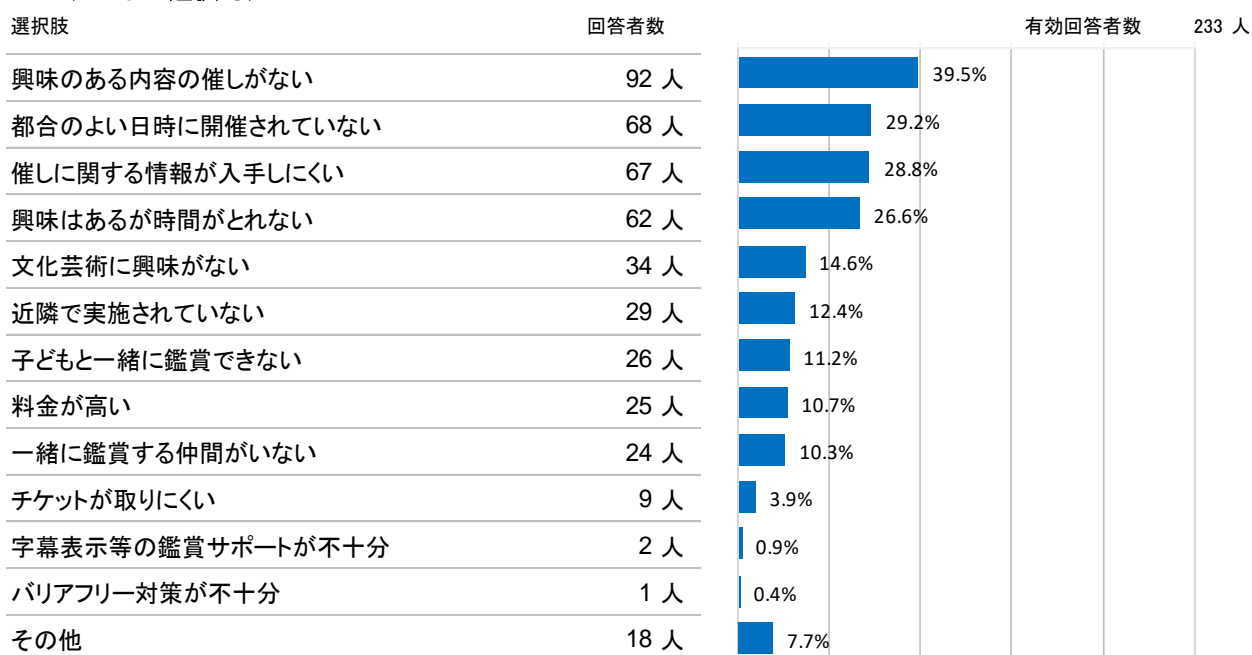


その他（抜粋）

- ・ 自身が作品出品していた、仕事で など

※複数回答のため、割合総計が100%を超えています。

問1-4 問1で「鑑賞しなかった」と回答された方に。主な理由
は？（3つまで選択可）



その他（抜粋）

- ・ コロナで中止になった、自宅介護をしているのでなかなか難しい など

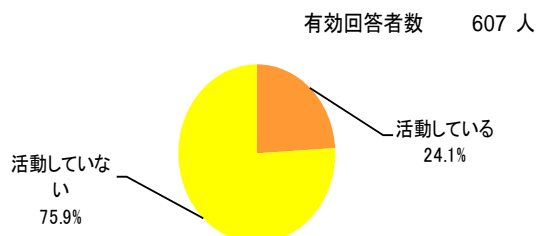
※複数回答のため、割合総計が100%を超えています。

「文化芸術活動について」（令和2年6月19日～6月29日実施）

■ 自らが行った文化芸術活動(参加・発表・創作)について

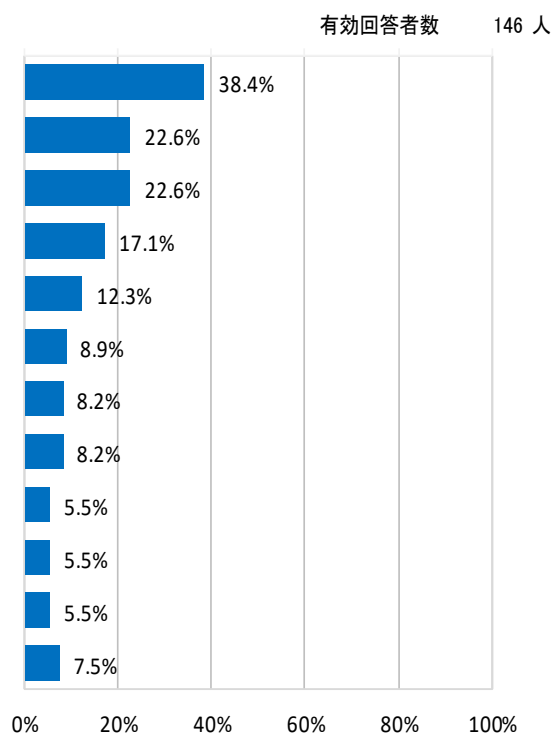
問2 継続的に文化芸術活動(参加・発表・創作等)をしていますか？

選択肢	回答者数
活動している	146 人
活動していない	461 人



問2-2 問2で「活動している」と回答された方に。活動分野は？(複数選択可)

選択肢	回答者数
音楽	56 人
生活文化(茶道, 華道, 書道など)	33 人
美術	33 人
文芸	25 人
映画	18 人
地域の伝統芸能(祭りなど)	13 人
演劇	12 人
国民娯楽(囲碁, 将棋など)	12 人
サブカルチャー(漫画・アニメなど)	8 人
日本の伝統芸能(歌舞伎, 文楽など)	8 人
舞踊(日本舞踊, ダンスなど)	8 人
その他	11 人



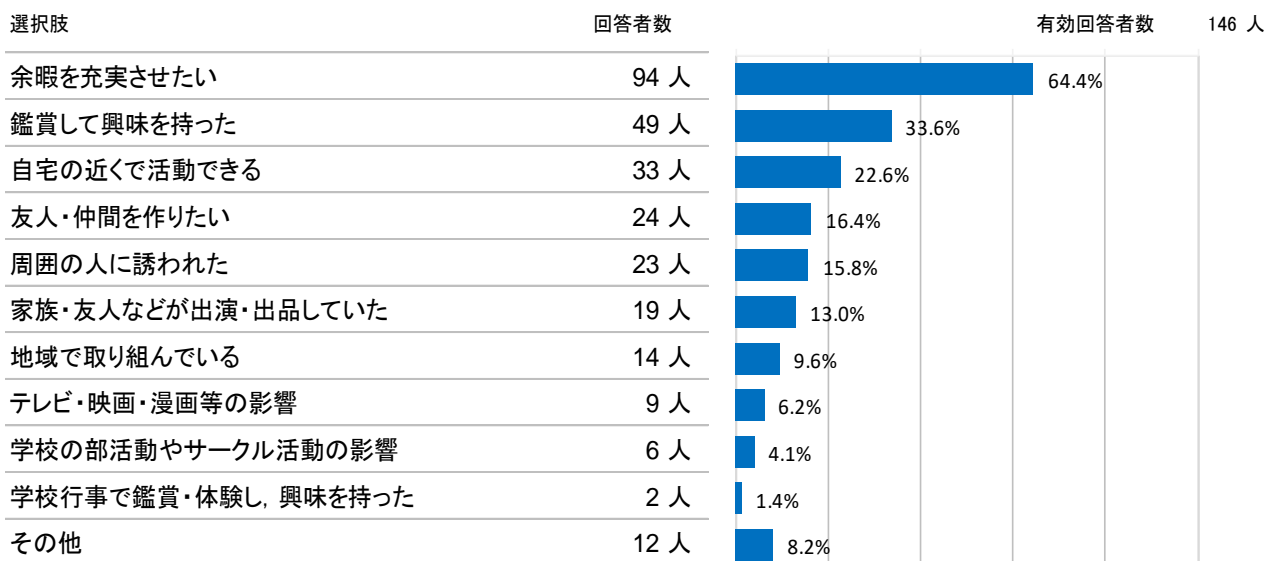
その他(抜粋)

- ・ 写真撮影, 映画上映会 など

※複数回答のため、割合総計が100%を超えています。

「文化芸術活動について」（令和2年6月19日～6月29日実施）

問2-3 問2で「活動している」と回答された方に。活動を始めたきっかけは？（複数選択可）

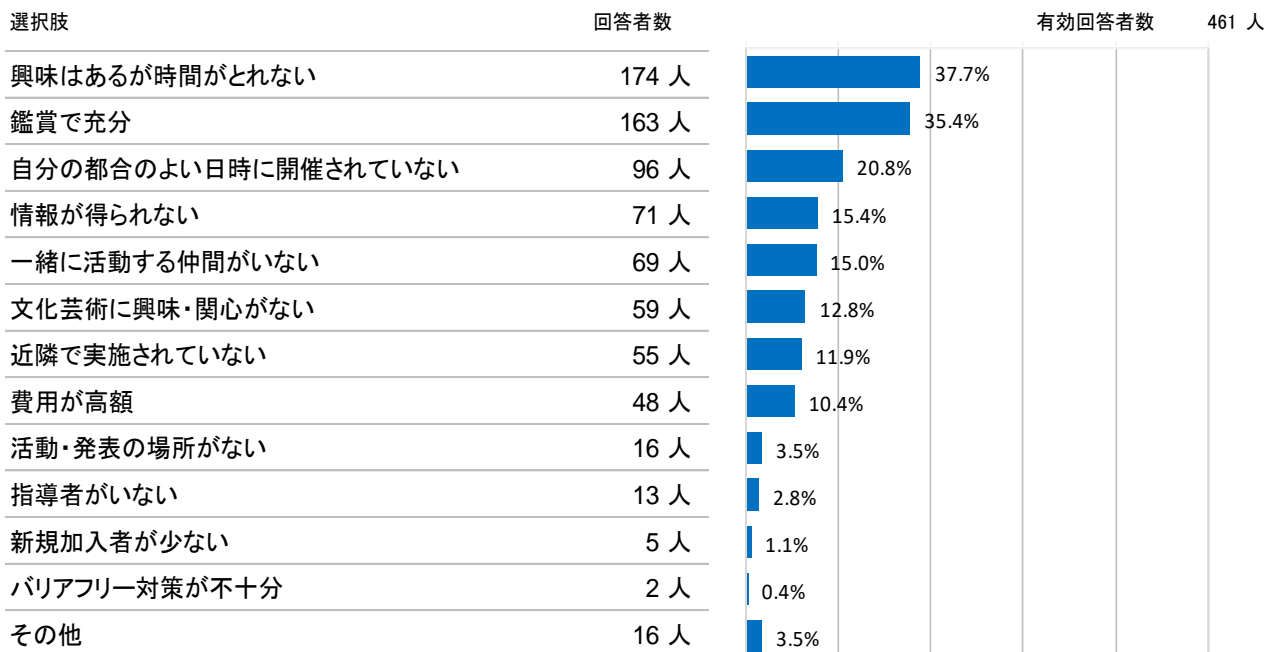


その他(抜粋)

- ・ 仕事の延長, 勉強のため など

※複数回答のため、割合総計が100%を超えています。

問2-4 問2で「活動していない」と回答された方に。主な理由は？（3つまで選択可）



その他(抜粋)

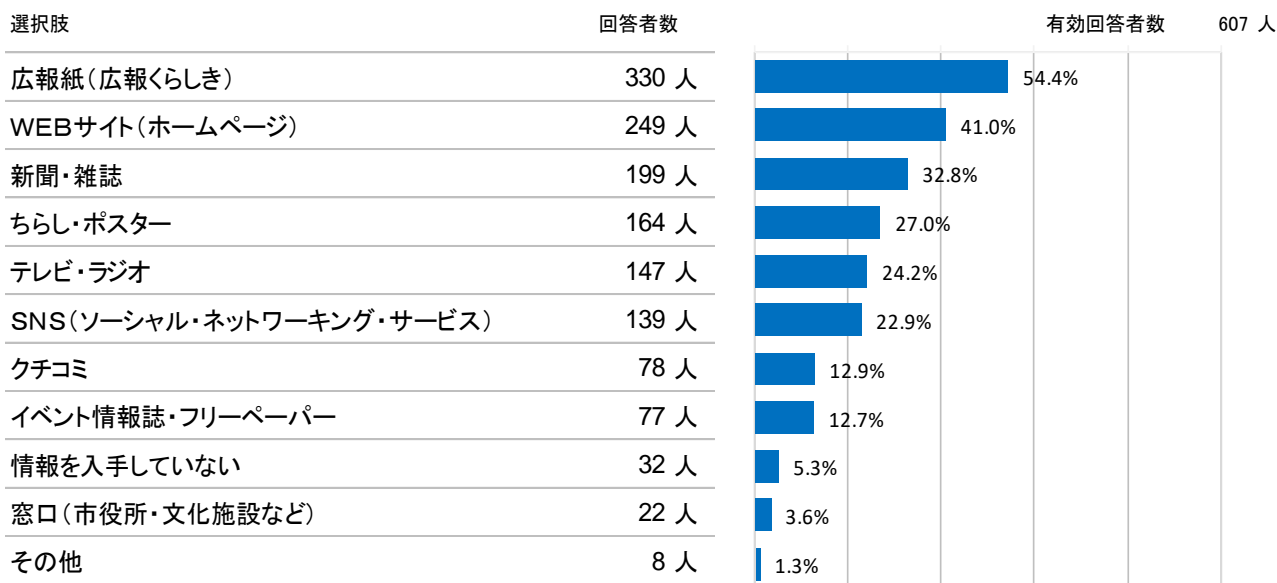
- ・ 介護に時間をとられる, 自身が高齢の為行動がしにくいのため など

※複数回答のため、割合総計が100%を超えています。

「文化芸術活動について」（令和2年6月19日～6月29日実施）

■ 文化芸術活動全般について

問3 文化芸術の情報を入手する主な方法は？（3つまで選択可）

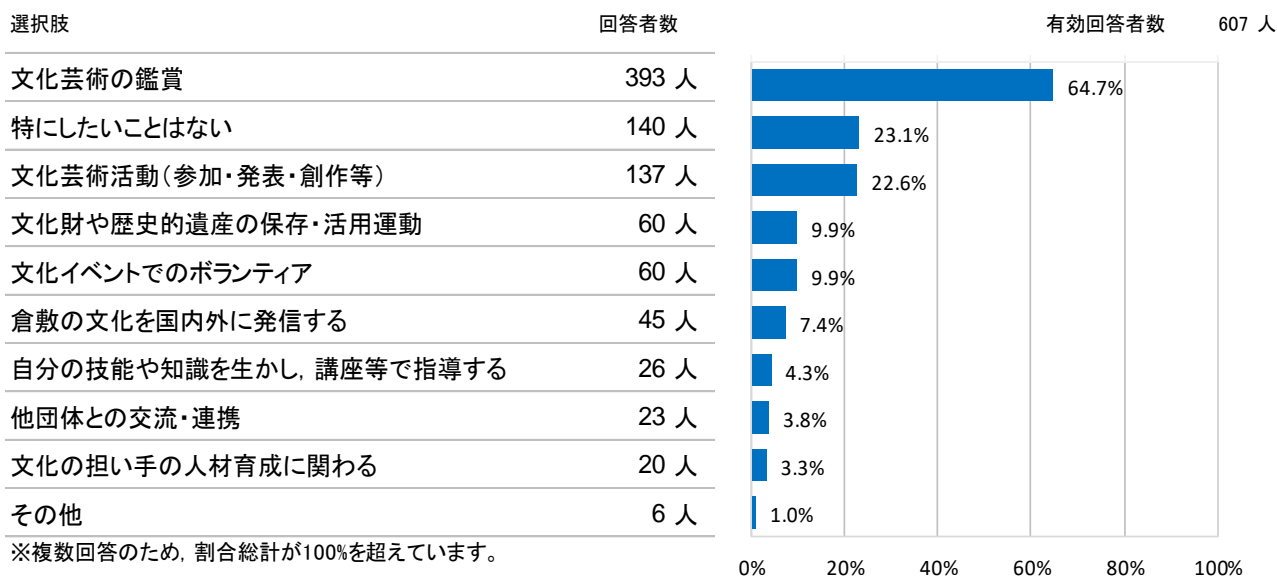


その他(抜粋)

・ DM(案内ハガキ) など

※複数回答のため、割合総計が100%を超えています。

問4 今後積極的に取り組みたいことは？（複数選択可）

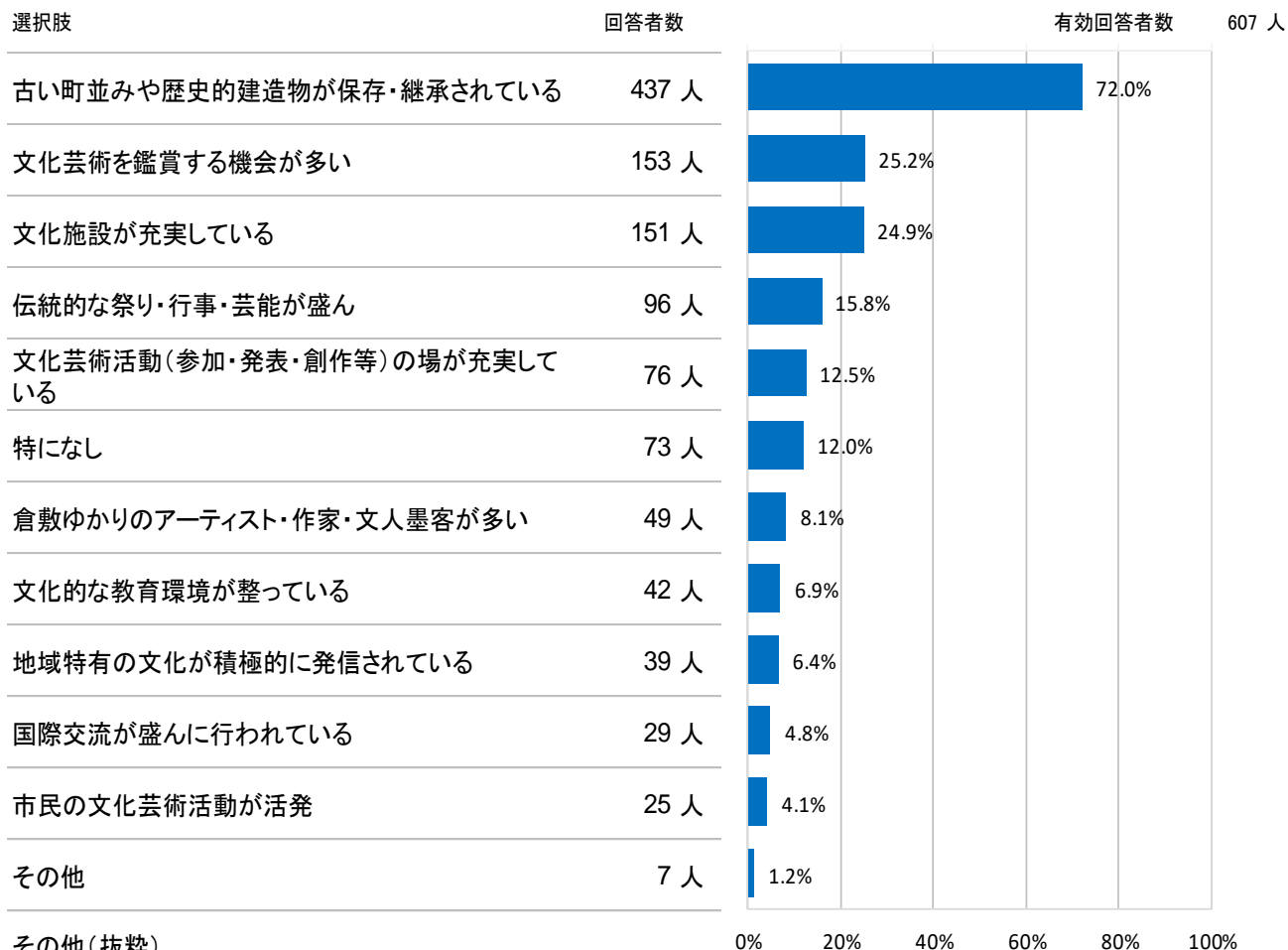


※複数回答のため、割合総計が100%を超えています。

「文化芸術活動について」（令和2年6月19日～6月29日実施）

■ 文化を活かしたまちづくりについて

問5 倉敷市が文化面で評価できる点は？（3つまで選択可）



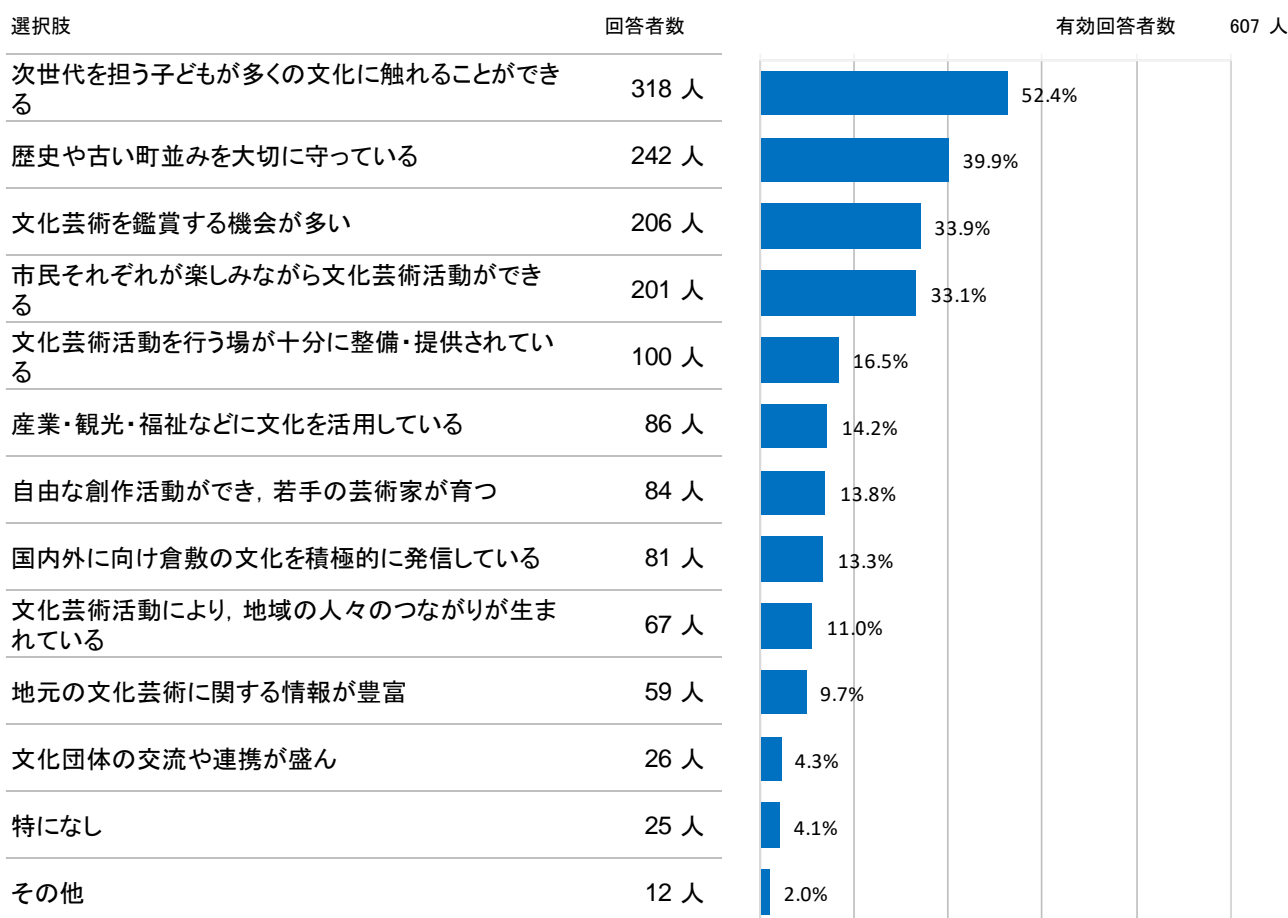
その他（抜粋）

・ 市民の文化度が高い など

※複数回答のため、割合総計が100%を超えています。

「文化芸術活動について」（令和2年6月19日～6月29日実施）

問6 倉敷市が文化的なまちであるために必要なことは？（3つまで選択可）



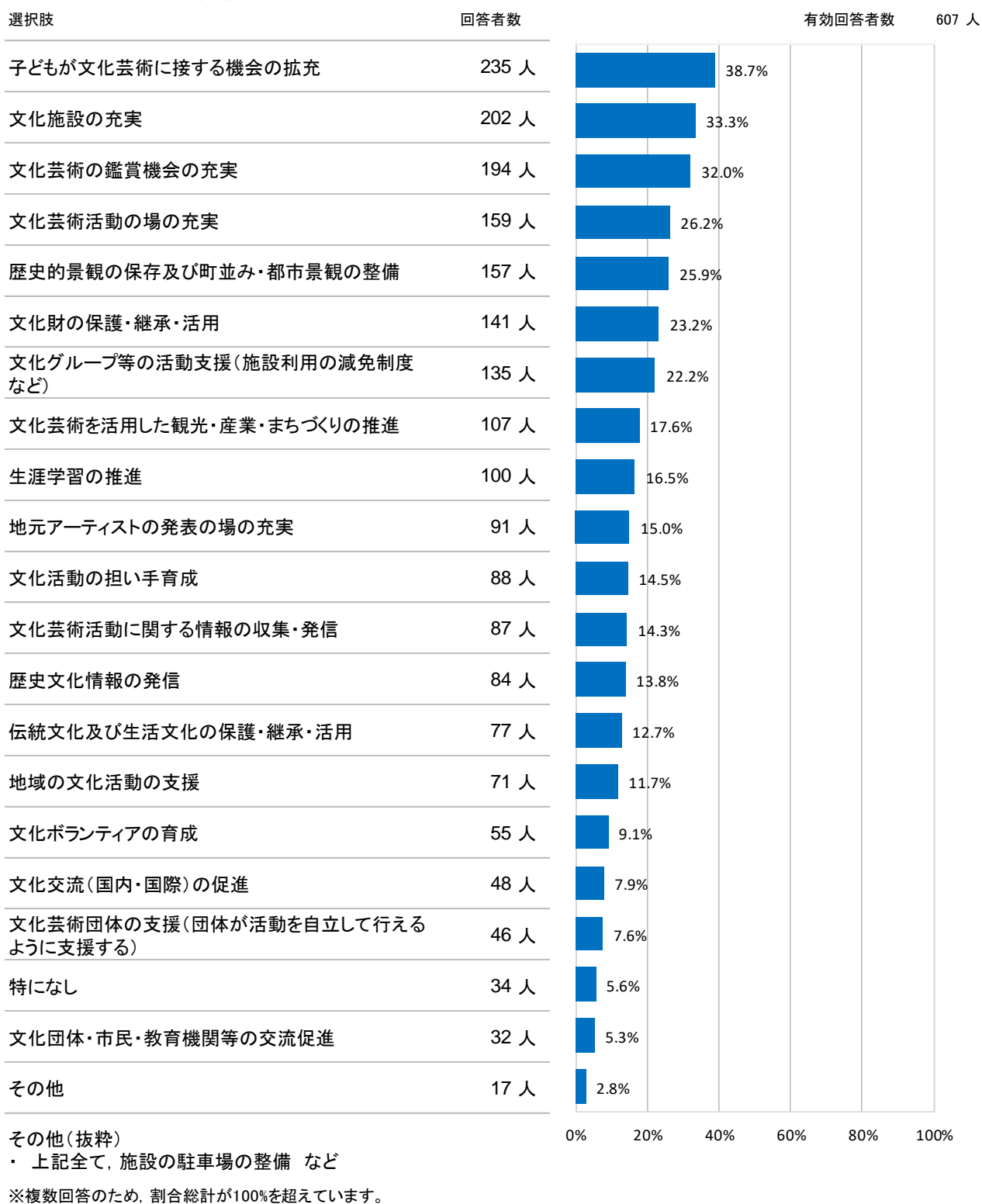
その他（抜粋）

- ・ 積極的なPR, 古い町並みと近代文化の融合 など

※複数回答のため、割合総計が100%を超えています。

「文化芸術活動について」（令和2年6月19日～6月29日実施）

問7 倉敷市が文化的なまちであるために、行政が行うとよいと思うことは？（5つまで選択可）

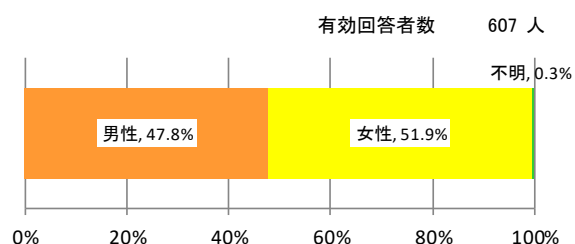


（次ページにモニター属性の内訳あり）

「文化芸術活動について」（令和2年6月19日～6月29日実施）

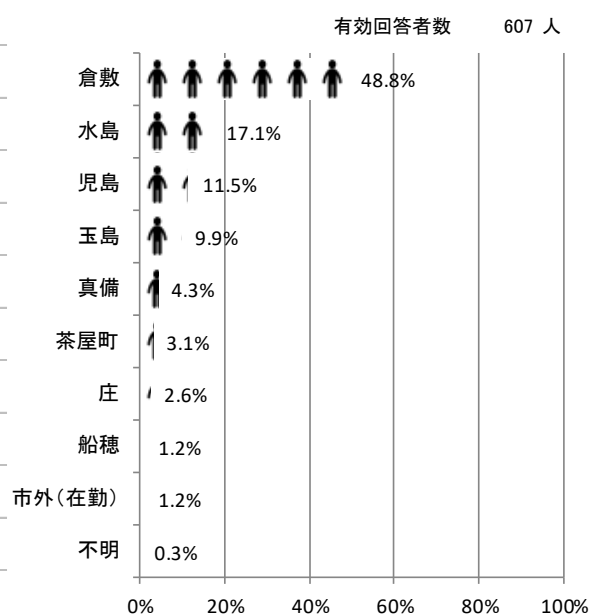
モニターの属性(性別)

選択肢	回答者数
男性	290 人
女性	315 人
不明	2 人



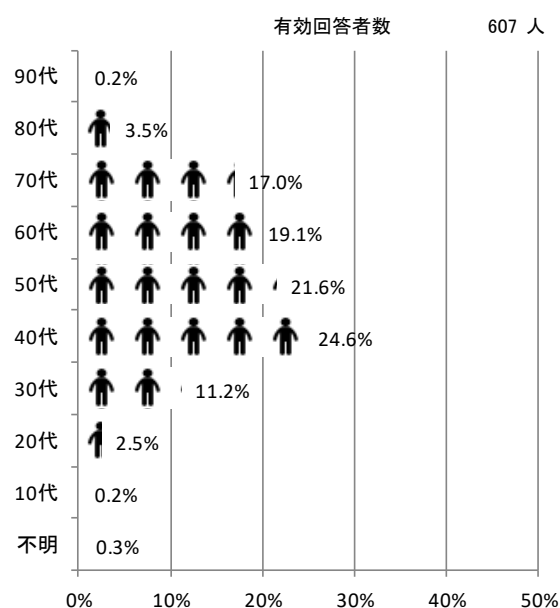
モニターの属性(地区)

選択肢	回答者数
倉敷	296 人
水島	104 人
児島	70 人
玉島	60 人
真備	26 人
茶屋町	19 人
庄	16 人
船穂	7 人
市外(在勤)	7 人
不明	2 人



モニターの属性(年代)

選択肢	回答者数
90代	1 人
80代	21 人
70代	103 人
60代	116 人
50代	131 人
40代	149 人
30代	68 人
20代	15 人
10代	1 人
不明	2 人



倉敷市第二次文化振興基本計画

倉敷市 文化産業局 文化観光部 文化振興課

〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地

TEL : 086-426-3075 FAX : 086-421-0107

E-Mail : cltprm@city.kurashiki.okayama.jp